

平成 28 年第 2 回津南町議会定例会会議録

(6 月 15 日)

招集告示年月日		平成 28 年 6 月 6 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 6 月 15 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 6 月 17 日 午後 1 時 36 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栗原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	上村栄一	○	
	副町長	村山昇	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長	涌井直	○	教育委員会教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊	○	会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	村山詳吾	班長	小林武	
会議録署名議員	1 番	半戸義昭		8 番	津端眞一		

〔付議事件〕

（6月15日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問

議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから平成 28 年第 2 回津南町議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、（1 番）半戸義昭議員、（8 番）津端眞一議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2

議会運営委員会の報告

議長（草津 進）

議会運営委員会の報告を行います。

本定例会の運営について議会運営委員会を開いておりますので、議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長（中山 弘）

6 月 7 日に、本定例会の会期、議事日程等議会運営に関する事項について議会運営委員会を開催しましたので、調査結果を御報告いたします。一般質問者は 12 名、議案等 8 件、継続審査になっている請願 1 件の予定です。本定例会の会期は、6 月 15 日、本日から 6 月 17 日のまでの 3 日間といたしました。本日は、一般質問者 6 名です。明日、6 月 16 日は、一般質問 6 名です。最終日、17 日は議案審議、継続審査になっている請願審議を行います。なお、開会中はインターネット中継を行っております。質問・質疑等に当たっては、申合せに従って解決明瞭に行ない、不適切のないよう発言をお願いいたします。以上です。

日 程 第 3

会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声）—

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間と決定いたしました。

日 程 第 4

諸般の報告

議長（草津 進）

諸般の報告を行います。

地方自治法第199条の規定により、定期監査の監査報告書がお手元に配布したとおり提出されましたので報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果報告書がお手元に配布したとおり提出されましたので報告します。

以上で諸般の報告を終了いたします。

日 程 第 5

一般質問

議長（草津 進）

一般質問を行ないます。

通告に従って、順次発言を許可いたします。

質問は1回目は演壇で、2回目以降は質問席で行なってください。

なお、一般質問は1議員につきおおむね60分以内に制限し、3回以上の発言を許可いたしません。質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

（1番）半戸義昭

今、津南は、この冬の小雪の影響によりまして農業用水が大変不足の状態にあります。このまま空梅雨にでもなれば、相当深刻な水不足になるのではないかと懸念をしておるところでございます。この地域に住んで、雪は今までは、やっかいものだな、そんな感じをもっておったわけですがけれども、この地域にとって雪は何よりも大切な資源であると改めて感じさせられた今日でございます。

通告に従いまして、2点ほど質問させていただきたいと思います。

1. 最初に、高齢化社会における問題点について伺います。総務省の予想によりますと、2015年、4人に1人が65歳以上の高齢者になっており、2025年には75歳以上が2,000万人を突

破すると予想しております。また、一人暮らしの高齢者の数は、2025年には672万人になると予想しております。私ども津南町においては、平成32年には65歳以上の高齢者が全体の43.3%を占めると、先に示された「津南町国民健康保険データヘルス計画」の中で予想されておりますが、私が最も懸念しておりますのは、高齢者社会のなかで、一人暮らし、あるいは夫婦二人暮らしの家庭が多くなってきていることであります。2020年以降、全ての都道府県で単独世帯が最も多くなるそうであります。私ども津南では現在、一人暮らし世帯483世帯、二人暮らし世帯416世帯あるそうであります。高齢者に対しての福祉支援については、先の議会でお伺いし、様々な支援策について有り難いことと感謝しておりますけれども、現代社会において津南町も様々な面で都市化になってきておりまして、徐々にではあります、地域性が失われてきておるのではないかと感じております。このような社会環境のなかで、一人暮らし、あるいは二人暮らしの高齢者が孤立することのないような取組、新たなコミュニティ作りが必要と考えますが、いかがお考えか、答弁を求めます。

2. 次に、中津川運動公園の環境整備について伺います。運動公園ができてから、私も頻繁に利用させていただいている1人でございますけれども、利用するたびに何か物足りなく、周りが寂しく感じるほどであります。所々に桜の苗木が植わっておる程度でありまして、ただ運動するだけの場であり、ゆったりと会話を楽しんだり、また、安らげるような公園の環境ではないような気がいたします。春から秋まで、花があり緑があり、幼児が、そして若者が、お年寄りが様々なかたちで利用し楽しんでいる、その場に笑顔があり、笑い声が聞こえる、そんな公園にしていこうではありませんか。利用している皆の協力をいただけるならば、花があり緑があり、子どもたちの遊具が揃っている、そんな公園にすることは決して難しいことではないと考えます。答弁を求めます。

壇上での質問は、以上であります。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

半戸議員にお答えいたします。

まず、1点目、「高齢者の引きこもり対策について」であります。高齢になると、運動機能が低下したり、体にいろいろな疾患を抱えたり、物忘れがひどくなったりなど、今まで自分で簡単にできていたことができなくなってくるということが、御高齢の方には大きな不安となるようであります。このような不安感から、徐々に家に閉じこもり、外部とのつながりが希薄になる高齢者は少なくありません。長期間続く引きこもりが、高齢者の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、認知症やうつ病等の発症要因になると認識いたしております。引きこもりを解消するためには、交流の場に積極的に参加することが大変重要なことだと思っております。現在、町が行なっている介護予防のための交流の場としては、集落公民館等でのいきいきサロン事業やけんこつ体操、クアハウスでの水中運動教室、社会福祉法人に委託している「骨折予防及びひざの痛み、腰の痛み対策のための運動機能向上事業」等を実施しており、多くの方々から御利

用いただいております。個人的な趣味の活動や老人クラブ活動と併せて、今後も町が行なっている交流の場を積極的に御利用いただき、高齢者の引きこもりの解消に努めてまいりたいと考えております。なお、町が実施している高齢者の交流の場については、初心者の方からも今後参加していただけるように、事業内容等の見直しを今行っておるところであります。一方で、人との交流・交際が苦手な引きこもり傾向の高齢者への対策が、大変重要かつ困難な課題であると認識しております。現在、うつ傾向のある高齢者に対しては、自殺の危険が大きくなることから、保健所等関係機関と連携し、町保健師が家庭訪問を実施し、対応いたしております。また、引きこもり傾向の方には、御近所の方々の見守りや声掛け支援が有効であると考えておりますので、今後、地域での見守り体制の構築にも大いに期待いたしておるところであります。私からは、以上であります。

教育長（桑原 正）

では、「中津川運動公園の今後の整備について」のお尋ねは、私からお答えいたします。

中津川運動公園としてリニューアルし、オープニングセレモニーが行なわれたのは、記憶に新しいところでありますが、教育委員会では、これで整備が完了したとは考えておりません。議員御指摘のように、広く町民の憩いの場、癒しの場、交流の場として、一層広く利用されるよう、今後も必要な整備を行っていきたいと考えております。運動公園オープン後、町内の篤志家により桜20本を寄贈いただき、植樹をしたところでもあります。これから何年かのち、桜の開花が町民の楽しみの一つになるのではないかと、かように考えております。今後の整備につきましては、議員おっしゃるように、花・緑が一つのキーワードかと思えます。また、運動公園利用団体から、「空いているスペースに花を植えたらどうか。」との提言をいただいておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

（1番）半戸義昭

町長にお伺いしたいと思います。高齢者の孤立については、町長に答弁をいただきましたように町でも非常にいろいろと施策を講じていただいておりますことに感謝をしておるわけでございます。近所づきあいが無いというのは、これは総務省の調査なのですけれども、男の一人暮らしだと17%もあるそうでございます。全体では5%くらいなのですけれども、特に男の一人暮らしが近所づきあいが無い、そういう突出したかたちになって出てきております。また、二、三日に1回くらいしか会話が無いというような答えをいただいた一人暮らしの高齢者、男性が41%もあるそうであります。女性の方は27%くらいだそうでございます。私ども町内においては、まだまだ一人暮らしでも、近所づきあいが無い、会話が無いというようなことは、これほど高い数字となって現れてこないとは思いますが、徐々に高齢化が進むにつれまして、この地域でもこういう状況というものが、やはり予想されるのではないかと思います。特に、山地のほうにおきましては、若い者たちが全くいないというような状況もあるわけでございます。そういう方々が孤立しないようなこれからの取り組み方といますか、そういうものが、もしお考えの中にありましたら、お聞かせいただければ有り難いと思っております。よろしくお願ひし

ます。

町長（上村憲司）

今ほど、壇上でも述べさせていただきました。また、議員が常日頃、ゲートボール等を通じてそういった活動を、大変長く底支えをしていただいております、そのことに改めて敬意を表したいと思っております。様々な取組、特に ―これも今、議員が述べられたことでありますが― 津南町は、御高齢者の単独あるいは御高齢家庭というものが、約4分の1であります。4軒に1軒がそういった状況であります。これが近いうちに3軒に1軒になります。そういったような状況のなかで、一番私どもが今、懸念をいたしておりますのは、認知症の発症予防ということについてであります。言い換えるならば、この場でもずっと議論を続けてきております介護を必要とする方々を、どのようにくい止めることができるか。予防介護・介護予防、そういったことが、行政の枢要なる事項になってきておるということは、疑いのない現実であろうというように思っておるところであります。そうしたときに ―これももう先ほど申し上げたように― お年寄りの方々の健康対策、俗ない方で大変失礼なのかもしれないですけど、「きょうよう」と「きょういく」であるということ、ものの例えでよく言われることは、御案内のとおりであります。お年寄りに「今日、用がある」、「今日、行く所がある」そういう思いを持っていただくことが、何よりの健康管理、あるいは認知症予防というものにとって大切なことだということを書いておられることだと思っております。そういったものを何によって行っていくか、一生懸命考えてみたいと思っております。先ほども申し上げましたけれども、議員がずっと続けていただいておりますゲートボール、あるいは今時、非常に全国的にそういったゲーム、あるいはスポーツ、そういったこととして取り上げられておるグランドゴルフ、そういったものをどのように広めていったらいいか、是非また議員のお考え、お力等々をしっかりと聞かせていただくなかで、もっともっと広めることができればいいなというような思いでおるところであります。

（1番）半戸義昭

先ほど、町長からも御答弁をいただきました「津南町いきいきサロン事業」というのがございます。このサロンの目的といたしまして、今ほど町長のお話にもございましたように、寝たきり、認知症、閉じこもりの予防を図ることを目的としておられます。ただ、このいきいきサロン事業に参加しておられる、あるお方にお伺いをしたのですけれども、今後の課題も含めましての問題点、ボランティア不足とその固定化。最初からボランティア活動をしてきてくれた方が高齢化して、なかなか思うように仕事ができないと言いますか、活動ができないと言います。そういう状況があるということでございます。また、今後は、参加者が歩いて参加できる範囲で、かつ、日常と呼べる程度に開催頻度を高めていきたいというようなお話でございました。私もこのいきいきサロン事業というものは大変結構な事業であると。もっともっと進めていただきたいと思う事業でございますけれども、やはり地域によっては、このような事業を率先して周りの高齢者の方を引っ張っていくようなリーダーがいないと、なかなかこういう事業に参加できない。そういう実体があるようでございます。このように私は素晴らしい

事業だと思うのですけれども、もっともっと幅広く町内に広めていくためにどうしていったらいいかというような考えがもしありでしたら、お伺いしたいと思うのです。よろしく願います。

町長（上村憲司）

今、町が成さなければならない問題を一番端的に突いてお尋ねだというように思っております。そういった面について、様々な工夫と言うと失礼にあたるかもしれないのですが、そういったことを凝らしながらやってきておるといふところでありますけれども、なかなかそれが結果に表れない。そういったジレンマを持っておることも事実であります。特に、町のそうしたことを中心的に担っていただいております老人会、あるいは老人クラブ、そういったことの組織率が、これだけ津南で老人の数が増えてきているなかで、だんだん下がってきておるのです。いろいろお伺いしてみると、「役員のやり手がない」あるいは、「役員になると、とても多く時間を取られるので、そんなこと嫌だ」というようなことから、集落単位、あるいは地区単位の老人会が形成されない。そういった事実が結構あるというようなことから、私自身も老人会に胸張って入れる歳でありますけれども、なんとか我々の世代の者たちが、そういう御高齢の皆さん方の手足として動けるように、友達・仲間に「とにかくおらが老人会に入って、地域にそういった雑多な仕事をするようにしようよ。」なんていうことを、いろいろ呼びかけをさせていただいて、中にはそういったことにお答えいただいて、中止になっておった老人会が復活した地域もあります。そういったこともこれから一生懸命やらなければならないというように思っております。おるところでありますし、何よりも大切なことは、そういうお年寄りに方が参加をして楽しんでいただける。また、そこへ参加することが自分の生きがいになってくださる。そういったことをどうやって作り上げていくか、そこが一番肝要なのだろうというように思っております。なんとか引きこもり、あるいは1人でも多くの人たちに参加していただける、そういった機会、あるいは場、あるいは状況というものを一生懸命作るように、私もいろんな会に出ては願っております。また、予算配分等もそれに応じたかたちでだんだん増やさせてもらってきておるところですけれども、是非また良い御提案・御提言があれば、御指導いただきたいものというように考えております。

（1番）半戸義昭

次に、高齢者のコミュニティセンターとして造ってから、もう三、四十年経つでしょうか、「そだき苑」について、若干お尋ねをさせていただきたいと思っております。現在、「そだき苑」の1日の利用者の平均人数は、大体30人くらいだそうであります。どれくらい前かちょっと分かりませんが、過去においては、月に千人から千五、六百人くらいの利用があったときもあるそうでございます。今、「そだき苑」の利用料は、1回につき1人100円でしょうか。その100円を取るようになってからガクンと利用者が少なくなったというように、管理をしている方からお話を伺ったのですけれども、やはり、今ほど町長がお話なったように、もっともっと高齢者の方にいろいろと利用したり、参加してもらいたいというふうなお気持ちのなかで、この100円というものを見直して、また無料に戻すというふうなお考えはございませんでしょうか。

か。お伺いいたします。

町長（上村憲司）

「そだき苑」の利用については、かつて最盛であった頃に比べると、同様の他の施設が相当にできておるといことも一方であろうかと思ひますし、絶対人口としての数も減ってきておるといのも事実であろうといひように思ひておひます。そういうなかで完全無料といひことが、住民サービスといひ観点に立つたときに、果たして公平なものか、適切なものか。そういうことは、慎重に審議しなければなるまいな、検討しなければなるまいなといひように思ひておひます。ひとつ「そだき苑」だけではなくて、いろいろなそういう施設があるものですから、そういうした事々を1個だけの施設を無料化するといひことについては、総体的な判断が必要になってくるだろうといひように思ひておひます。また、「そだき苑」の御利用について、御利用なされる方が大体パターン化しておるといひか、そういうようなこともかねてから言われておひますものですから、どのようにしたらもっともっと広い方々から御利用していただけるのか。昨年だったかな、若干、施設の直しといひか、メンテナンスを行ったところでありますけれども、特に衛生面等々については、管理を十分に行うように指示をしておるところであります。

（1番）半戸義昭

今、「そだき苑」では、それぞれ利用している組織の皆さんが、それぞれ組織ごとにいろいろなことを計画をして利用しておられるようでございます。そういうなかで「Tap」の皆さんが、週1回運動教室といひものをやっておられるみたいでございます。大体1回七、八人くらいの参加しかないようでございます。「せつかく週1回『Tap』の皆さん方がいろいろと考えて楽しませて、あるいは健康づくりのために運動教室を開いてくれるわけでございますので、もっともっと宣伝をして参加を促してほしい。」といひようなお話が、管理をしている方からございましたので、是非、町をあげて宣伝をしていただきたいと思ひのですが、この点についてもひとつお願ひします。

教育次長（清水 修）

御存じのように「Tap」は今年度、健康増進施設であるクアハウスのほうにも事業拡大をしたわけでございます。そうしますと、町全体の健康づくりに関わることでございますので、高齢者に限らず、子育て支援のなかでも子どもたちをはじめとする全町民を対象として、今後も検討させていただきたいと思ひますし、また、関係する団体の方々の御協力も得ながら、幅広い取組をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（1番）半戸義昭

今、「そだき苑」は、利用している方々に大変好評をいただいております、その理由の一つといたしまして、私の知っているという方があそこに管理に入られるようになってから、風呂場の掃除であるとか、あるいは風呂のお湯の温度管理であるとか、また、施設内の

様々な所の清掃、そういうことに非常に頑張ってください、「綺麗になった。本当に利用しやすくなった。」と好評をいただいております。是非、そういう頑張っている方々に町長もたまには「そだき苑」のほうに顔を見せていただき、一お忙しいからだであることは十分承知をしておりますけれども一 励ましの言葉の一つでも掛けていただければ、大変有り難いと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

町長（上村憲司）

せいぜい心掛けさせていただきます。ありがとうございます。

（1番）半戸義昭

次に、運動公園のことについてお伺いしたと思います。先ほど、教育長のほうから「まだ整備半ばである。」というようなお話であったかと思うのですが、具体的にこれからどういうかたちにしていこうかという御計画がございましたら、お聞かせいただきたいのですが。

教育長（桑原 正）

現時点におきまして、決定したものは、何一つございません。ただ、構想としては、教育委員会内では、話をしております。今、答弁しましたように、花というのも一つのキーワードとっておきまして、私と次長で運動公園を見させてもらっておりますが、確かに空いているスペースはありますね。例えば、ゲートボールコートと舗装された道路の間。狭いですが、花を植えるスペースはございます。あるいは、先般、桜の植樹をいたしました、その木と木の間のスペースは可能かと思っております。例えば花ということであれば、そういうことがひとつございます。あるいは、土手があるわけですが、今、大雨が降りますと、かなりの量の土砂が流れます。「それを何とか止めたいね。」という話をしているのですが、例えばあそこに芝桜などを繁茂させて、美観と土留めと両方の一石二鳥を狙うと、こんなことも話は今しているところでございます。具体的に予算を持ったりしておりませんので、今後、計画的にやっていきたいと思っております。また、お金と労力を掛ければ整備はできるのでありますが、一番大事なのは、その後の維持管理になります。ですので、その辺を併せて考えていかないと、うまくいかないと思っております。正直に申しますと、教育委員会スタッフだけで今後ずっと維持管理を継続していくというのは、なかなか困難であると思っておりますので、利用団体はじめ町内のボランティア組織等々皆で、例えば、「新しい公共」の考えのもと、しっかり整備する、整備を継続する、そうした体制をやはり作らないと安易には物事を進められないと、こういう面もあっております。

（1番）半戸義昭

今ほどの教育長のお話のとおりだと私は思っております。教育委員会、あるいは町行政のほうだけに頼って、「こうしてくれ。ああしてくれ。」と言うだけでは、やはり運動公園内の整備というのは、なかなかはかどらないのではないかと思っております。私もゲートボール等を通じまして、頻繁にあそこを利用させていただいておる者の1人なのですが、皆が利用し

ているものを含めて、皆が協力し合って花を植えたり、あるいは、もう少し緑を増やしたり、あるいは、1年間何回か「Tap」の皆さんが管理をしていらっしゃるしまして、草取りなどもやっておられますけれども、私どももゲートボール場のある所は私どもで常に草取り、除草剤散布などをしております。やはり利用している者が率先して、自分たちが使う所を整備していく、綺麗にしてく、そういう気持ちがこれからはもっともっと大事であり、そういうことが望まれるのではないかと、そのように私は思うわけです。あそこは午後になりますと、トラックの所は中等教育学校の生徒でしょうか、高校生でしょうか、運動に利用しておるわけでございます。あるいは、日曜日や祭日ともなれば、サッカーで利用していらっしゃる、また、運動公園の下の川原、あそこは町の管理ではないかもわかりませんが、あそこに芝の所があって、あそこでキャンプなどのアウトドアを楽しんだりしておられる方が相当おられます。そういう方々も含めて、あそこの整備というものが、これからますます必要になってくるのだらうと思っております。大変微力ではあるのですが、私どもも精一杯協力をさせていただきますので、是非ひとつよろしくお願いをしたいと思うのですが、もう1回よろしくお願ひします。

教育長（桑原 正）

ゲートボールに親しんでいる半戸議員から大変力強い御提言をいただいたと思っておりますので、他の団体、あるいは運動公園利用団体だけでなく広く、そうした運動公園をずっと末永く良い状態に、あるいは、ますます整備していくという考えで、やれる体制をなんとか作りたいたと、こんなふうに思っております。

（1番）半戸義昭

以上で私の質問は終わります。

（7番）中山 弘

この二、三日、報道では、東京の水がちょっと心配だなというのが流れております。利根川の上流であり、谷川の雪のせいというのも考えの中に入っているようでございます。それと一緒に、「雪が少なく、今年はよかったよかった。」と言っている我が町も、本当にここにきて「大丈夫なんだろうか。夏になったらどうなるんだ。」という声まで聞こえております。やはり雪国である私たちの津南町は、雪が大事で、これは大きなダムだと思っております。そのダムに大事なものが今回は天から降りて来なかったということです。そこで私は、偶然といえば偶然なのですが、通告していたのが、ちょうど水問題の水利用についてでありましたので、ひとつ質問しておきます。

1. 津南町の総合振興計画基本構想、基本計画の津南町の将来像のはじめに「豊かな清流、澄んだ空気、緑豊かな大地などの自然的な資源活用」と謳われています。現状は、実際には、中津川の清流と言っても、誠に声を大にして言われる状態ではありません。本日は、水資源の有効利用1点です。伺います。

（1）1番目に、町の中央部の水不足解消には、大割野全水路の見直しが必要であります。こ

れは、冬の流雪溝と、また、生態にも配慮した整備促進が望まれるのではないかと考えております。これについてはもう何年も検討しているわけなのですが、今後の具体案はあるのか、伺うものでございます。

(2) 2番目に、昨日も急遽、産業建設常任委員会で各貯水池・調整池を巡回しました。水量を見て、改めて驚きました。殆ど津南町の水櫃・貯水池は、干上がり状態です。「こうなる小雪の年は、過去を見ても少なくなつて水不足になるんだから、用意をしなくちゃならないんじゃないか。」と皆思っているわけなのですが、なかなか思うようにはいかないようでございます。まだまだこれから夏にかけ、水が足らなくなるわけですが、夏に備えて、すぐそばにある中津川の水、これを臨時にでも増取水できるような、そういった手当を早めにしていかなくてはならないのではないかとこの気持ちでいっぱいでございます。これは、増取水水利権を含めてです。どのように考えているのか伺います。

(3) 3番目ですが、先ほども中津川の河川敷が出ておりましたが、今後の中津川河川敷、これは将来大いに利用する価値があると思っております。この環境にも影響する中津川右岸に、このたび、新魚道ができました。あそこでいつも工事をしているので、ちょくちょく見に入っていたのですが、今までの魚道とは違った素晴らしいものができるのではないかと期待しておりました。そしてまた、何度か見に行っているうちに「これで本当に魚が上がって来るのかなあ。」という不安にもかられ、完成した状態を見たら、「うーん。」と首を傾げるわけでございます。この新魚道、また、そこにある導水路とか、いろいろなものがあそこに携わっているのですが、そういう説明とか、どういう魚道ができて、どういう状態、これによってどのくらいの魚やカニ等生き物がどういうかたちになるのか、そういうものは、説明または検討した経過があるのかということをお伺いします。また、今後、「これは管轄外だ。これは河川事務所のほうのやつなんだから、うちには関係ない。」ということも考えたうえで、すぐ隣に、住んでいる街の中に魚道ができて、これから質問の4番目に出てくる鮭、そういうものに対しても、実際に上がって来るんだと。駄目だったんだと。今後、上流に対しての思いをきちっと町としても検証していかなくてはならないのではないかとこの気持ちで、そこもひとつ、今後のことがどうなるのか伺います。

(4) 4番目ですが、先ほども申しました質問の延長にもあたるのですが、津南町の郷土愛育成に鮭の放流というのは、子どもたち—大人もそうですが—物凄く大きな関わりと、気持ちが強くなるものだと私は思っています。70年かけて鮭が上がって来なくなったわけですが、鮭だけではなく、ほかの生態も狂ってきております。これには原因も幾つもあるのですが、大事な楽しい子どもたちの良い思い出になる。この行事は、いろいろ問題もまだあります。今後、続けていくにあたって、—先ほどの魚道も含めてですけども— どういうかたちがいいのか、鮭の稚魚を育てて本当に帰ってくるのか、そういう自然との関わりをどのように続けていくのか伺うものです。それに併せて、鮭をここ数年放流しているのですが、宮中のダムには相当数上がって来ています。千五百何匹上がって来ているのですが、残念ながら長野県に上がって行ったのは数匹ということなのです。それがこの津南町のどこかに隠れていたのか、今後、そういう状態が続くのか、本当に心配するところなのですが、子どもたちには、やはり自然のありのままを教えなければならない。「それは

偶然にもいなくなったんだ。」だけではなく、子どもたちと一緒に、「放流すると、こうやって来るんだ。ぽっちゃり鮭が、産卵後、流れてまた海に戻る。」という、そういうところまで子どもたちに教えていくには、余りにも御粗末な生態だと私は感じていたので、この所を教育としてどのように教えていくのか。これは、津南町の鮭だけではなく、全体に通じることなので、一つの例えとしてでも今回は伺ってみるものです。

壇上からは以上でございます。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

中山議員にお答えいたします。

まず、「町中央部の水不足解消策について」であります。現在、町の中に流雪溝と呼ばれる施設はありませんが、古くから使われてきました生活用水・農業用水を利用して消雪を行っているところであります。流雪溝設置に必要な条件は、取水可能な水源が安定して豊富に得られることや、それを運営する組織作り、運営計画の策定、地域のルール作りなどを定めたうえで運用されるものであります。この地域の生活農業用水は、割野せぎ、船津川から取水しておりますが、現在の取水箇所については、慣行及び許可水利権が存在し、昔から流していた水量が慣行水利権となっておりますので、ほかの用途に水を使うということになりますと、今まで利用してきた地域の人々に不利益をもたらすことが想定されることから、用水組合や地域住民の同意を得て流雪溝を整備することは、極めて難しいものと考えております。

次に、「今夏の水不足に備えて、中津川からの増取水を考えておるか」というお尋ねであります。今冬の記録的な小雪による水不足により春の農作業への影響も出ており、20a ほど作付けを断念した水田もあることから、今後の農作物への影響について大変心配しているところであります。議員お尋ねの中津川水系からの取水で水利権を有しているものとしては、正面が原地区と割野地区があります。正面が原頭首工は、312ha の水田に灌漑しており、水利権としては、代掻き期が毎秒 1.73t、灌漑期が毎秒 1.39t、非灌漑期が毎秒 0.2t、これが正面が原頭首工の水利権であります割野頭首工 一通称、割野せぎと呼んでおりますけれども— の灌漑面積は 12ha。水利権としては、代掻き期が毎秒 0.05t、灌漑期が毎秒 0.04t、非灌漑期が毎秒 0.007t の権利を有しております。中津川の第 2 発電所下流の河川維持流量は、現在、最大毎秒 2.688t となっており、平成 10 年 10 月 27 日に更新され、平成 40 年 3 月 31 日までの 30 年間となっております。この流量には、水利権流量も含まれており、現行水利権は保障されておる水利権であります。したがって、現在、同水系における農業用水としては、必要水量は確保されているものと考えております。

次に、「中津川右岸の新魚道」についてのお尋ねであります。当事業は、「東京電力（株）」の事業であり、魚道については平成 25 年 3 月の下船渡発電所の水利権期間更新協議時に、中魚沼漁協より魚道改修の要望があり、今回実施したものと聞いております。検証については、魚道設計時に中魚沼漁協の了解をいただいておりますから、今のところ魚道の効果検証を実施す

る予定はないとのことであります。

私からの答弁は以上で、残余の答弁は教育長から行なわせていただきます。以上であります。

教育長（桑原 正）

「鮭稚魚放流と遡上について」のお尋ねにお答えいたします。当町においても「新潟水辺の会」や「中魚沼漁業協同組合」の御厚意により、毎年3月に中津川河口において鮭稚魚の放流を行なっております。親子の参加もあり、子育て家庭の一つの楽しみとなっております。鮭の稚魚放流は、自然環境の回復につながるばかりでなく、子どもたちの情操教育としても良い活動であり、今後も関係団体の協力を得ながら継続してまいりたいと考えております。

次に、「信濃川における鮭稚魚の放流数」ですが、中魚沼漁協によりますと、毎年およそ50万尾であります。また、宮中ダムにおける過去4年間の捕獲数であります。297尾、408尾、736尾、1,514尾と、年々増えてきております。遡上数全体では、およそ3,000尾以上ではないかと推測されております。放流数と遡上数の差異につきましては、これはなかなか難しい問題とのことでありますが、これも中魚沼漁協によりますと、回帰率がおよそ0.7%とのことであり、他の河川と比較しても決して劣ってはいないとの回答を得ております。

以上でございます。

（7番）中山 弘

それでは、1番目の中心街の側溝のことなのですが、これはいろいろな所が携わってくるので、確かに難しいのは分かっているのです。大割野の中心街にいろいろな建物ができ、そのたびに水路が少し変わり、家の前に勝手に水を引いた、頼んで引いた、やれ止めた、U字溝が曲がっている、いろいろな所が出てきています。これは先ほどの町長の答弁にありましたが、流雪溝ではないのだと。それは分かっています。ただ、今後、大々的に中心街をやっつけていかないと、この先大変なことが起きるのではないかと思っているのです。それは、やはり高齢化。雪掘り、雪を流す、そういう若者も少なくなってくる。だんだん中心街でさえ人がいなくなってきました。手を打つのなら、なるべく早く区分を作って今年はここからここまでと、そういう計画を私は望んでいるのですが、そういう面ではいかがでしょうか。

建設課長（柳澤康義）

側溝の全体を、整備を長期化したなかでの区分的な整備という内容かと思えます。確かに、町中心部は少子高齢化が進んでおります。そのなかで高齢化に伴って、除雪作業、当然、足腰が悪くなるということも想定されますので、水の量確保とは別に側溝の整備につきましては、国道405号の片側の歩道整備もそちらを向いたなかで区分的に検討していかなければならないと思っております。

（7番）中山 弘

国道405号の件は分かっているので、そこもこれから側溝を造るにあたっては、できれば生態も考えて造ってもらいたいのですが、ここの大割野の中心街は結構な傾斜があります。標高

差も大分あります。ここの地区の冬の言い争いは雪です。傾斜がある分だけ、側溝から下のほうに下りていく雪の量・速さが、普通の平場の正面地区とはまた違う。一挙に流れ出すという。また、各ほかの地域では、下のほうに雪が流れないように雪止めを置いておく集落もあります。大割野は、誠に気持ちがすっきりしているせいか、下のほうへすっと思いきり流れてくる所があります。下のほうからちょっと強面のお兄ちゃんが上がって来ると、皆顔を伏せて隠れるような、こんな状態だといけないと。やはりそこには、下に流さないような、そういう指導もいるのですけれども、私の言いたいのは、これから造るにあたって、まだまだ大割野の所もせぎ普請・道普請を兼ねたときには、ベイナジそれからドジョウ、そういうものも側溝ではない所にいるのです。ホテルを大割野の中心街で飛ばせとまでは言っていないけれども、造る場合にあっても一気に落ちないような昔のような石を積んであれば、そこに側溝がさっと流れないと。昔の人はよく造ってあるなと思ったのですけれども、そういうことを配慮しながら。国道 405 号の側溝もそう願いたいのですが、造るようであれば 一造ってもらわなければまた困るのですが— そういうのを配慮して造っていただきたいと。その辺の石積みみたいな、昔に戻すような側溝の案はあるでしょうか。

建設課長（柳澤康義）

「生態系に配慮した側溝の整備も」ということでございますが、国道・幹線、町道も含めたなかでの整備といたしましては、石積みをするとなると転落等安全等も考慮していかなければならないということのなかで、また逆に現在の幹線からの枝水路、その所につきましては、当然、そういった生態、ホテルやドジョウ等も含めた石積み等の環境に配慮したせぎをしていきたいと思っております。枝線の側溝整備につきましては、石積み等の側溝設備等だけではなく検討していかなければならないと思っております。

（7番）中山 弘

よろしくお願いたします。

2番目の水利権ですが、先ほど、答弁で細かく中津川の水利権のことを述べていただきました。私のほうもこれは2度目なので、前の資料を見まして、まだまだ時間がかかるかなと思っているのです。要は、中津川の水は野反湖から来る間に残った差し水が来ているのですが、この権利がやはり30年ごとで、平成10年10月更新ですので、まだまだ先の平40年なので、それまで我慢しているのかと。私が今回出したのは、「自分の家の傍にある水の権利を取られたから、指をくわえていらんだ」というだけではなく、今年なんていうのはこれからですけれども、水不足の年で、こういうときこそ水のほうに目を向けてもらいたい。これはなんとか話合いというわけにはいかないのかもしれませんが、こういう水の少ない年には、「権利だ、権利だ。」と言うのではなくて、河原のほうに水を少し分けてもらえるような話合いというか、一条例とまでは、作るのには大変だと思うのですが— そういうものを前もってやっておくべきではないかと思うのですが、そういうお気持ちはあるでしょうか。

町長（上村憲司）

また必要であれば、細かい所を副町長から補足の答弁をお願いしたいと思っておりますけれども、現在まで、いわゆる中津川の流量と言うことに関して、最大水利権者である「東京電力（株）」さんのほうとは、数年に渡って検証を行い、検討を続けてきてまいっております。また、今年そうなるかどうかまだ分からないところでありますけれども、過去において極めて水が枯渇をした状況 ―平成 18 年だと思っておりますけれども― そういったようなときに、臨時的に「東京電力（株）」からの放流量を増やしていただく等々の措置を柔軟に対応していただいた、そういった経過も ―私はまだ、この任に就いておる前でありますけれども― 記憶をいたしておるところであります。今後とも、そういったことは十分、極めて重要なことだというように思っておりますので、水が枯渇をしておるときだけではなくて、平常年における流量の確保等々も併せて、「東京電力（株）」さんの側も極めてそういったことを真摯に受け止めて、むしろ積極的に検証作業に入っていただいておりますものですから、様々な実験を行わせていただくなかでより良い景観、あるいは環境の保全というものに努めてまいりたい、かように考えておるところであります。

副町長（村山 昇）

では、一言申し上げますけれども、今ほどの町長のお話にありました検討会というのは、確か私がこの職に就いて間もなく、平成 24 年の 11 月頃からかと思っておりますけれども、こちらのほうから担当課長 3 人と私、「東京電力（株）」のほうも電力所の副署長さんをキャップにしたチームでもって、「中津川河川環境検討会」というものを作って、しばらくの間検討いたしました。内容といたしましては、町長がやはり夏に中津川の運動公園の向こうの河原で子どもが水遊びをするにしても、水が少なすぎるということ。あるいは、ジオパークも関連いたしまして、向こうの景色を眺めるにしても、中津川の水が余りにも少なすぎるということ。そういうこともありましたものですから、なんとか水を夏の昼間の時間だけでも、あとはできれば、昼の時間は通常水を多くしてもらいたいということが検討の最初でございました。いろいろ 2 年以上にわたり検討はいたしましたけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、なかなか水利権の壁というのが大きくて、4 案ほど検討いたしました。昼間減らして夜多く流す。あるいは、水の多いときにいっぱい取って、昼間の必要な時間は水を余計に流す。あとは、季節的なことのやりくりとかですね。あと、一番大きかったのは、結東ダムをさらって水が溜まる量を多くするという、四つの案を検討しましたけれども、いずれも水利権の更新といえますか、その国の許可までいかないといけないということ。あるいは、ダムの浚渫^{しゅんせつ}については、途方もない億というお金が掛かる。「東京電力（株）」の今の状況では、とてもその金を出せないということもございまして、なかなか話は進まなかったわけでございます。それで、実験といたしまして、平常 2t の水を流す場合に、時間を決めて、それを 5t にして河川の環境というか、特に景観関係だけですけれども、どれくらい変わるのかというような実験もしてみたりしましたが、なかなかその程度では満足いくような景観が変わるほどにはならないということも分かりました。検討会そのものは解散しましたが、お互い時間を見ながら、その実験等については、今後も続けていきたいということで、今に至っております。それから、農業用水が不

足するような事態についての流量調整というのは、町長が常日頃、「東京電力（株）」に申し入れている事項でございます。以上でございます。

（7番）中山 弘

よく分かりましたが、この水利権の怖さというのは、改めて水が少なくなると感じるわけです。時期によって流量を、一変動流量、放流量ですね—今はいろいろなところで検討している状態です。せっかくある水をただただ横で見ているのではなくて、やはりこうやって声を上げていくことが、私たちの務めかなと思っているのです。そこでもって、土地改良からの水利権は県だということで、それも私も前に調べたのですけれども、これがやはり今年のような雪解けが早くて、農家の方が皆そわそわして、「雪がなければ、ちょっと田搔きでも田ぶちでも早くなっちゃうかなあ。」という、こういう年には、やはり早めに水がほしいと、こういった要望も。これも水利権が関わっているんで、なかなか難しいとは思いますが、この5月の灌漑時期には、5月10日から6日間とか、そういういろいろな規則が載っていました。その日にちを前倒しにしてもらうとか、そういうことも今後、考えていかなければならないのではないかと私は思っているのです。今、副町長も（おっしゃったように）、これは大変なことになってき始めたというのは、やはり100年前の気象と現在と比べたときにどうなっているかというのを、この間やっていました。私もちょっと調べてみたら、鹿児島島の南端と東京の温度がちょうど同じくらいの温度だと。日本をぐーっと下げた状態。そういう、100年でこのくらい変わってきているというのが出ています。今後、温暖化が止まるというのがあればこんな心配はしないのですが、まだ続くのではないかと。となれば、その取水の時期、灌漑時期も上がったたり下がったりするのですが、そういう時期も今のうちに交渉して、やっていかなければ間に合わなくなるのではないかと。私はそういう気持ちで、この一番難しい水利権、ここを難しくても、次の世代のためには頑張らなければならない踏ん張りどころだと思っています。改めて、20aの田んぼの代搔きができないなんて場合じゃないと思うのですが、含めて「水利権に津南町は声を上げらんだ。」という、「挑戦していかなだ。」という強い意志を聞きたいのですが、いかがですか。

町長（上村憲司）

今ほど、答弁したとおりですね。今、答弁させていただいたのは、中津川の水利権ということについてでありますけれども、随分、細かく強く執拗に私どもの必要な思いということをお訴え申し上げ、また、御理解もいただいてきておるかなというように思っておるところであります。今後、水利許可者の国等々に対しても、いわゆる現行法制のなかでの水利権利用者当事者が同意をいただけた場合は、法律をもうちょっと柔軟に考えていただけるような、そういったことについても考えていただくようなことを求めてまいりたいというように考えておるところであります。法律でありますから、そう簡単に柔軟にと言ってもなかなか難しい面もあるのだとは思っておりますけれども、今ほど議員がおっしゃったとおり地球規模、あるいは国の規模で環境状況というものが大きく様変わりしておる今日でありますので、そういった考え方が極めて必要であり、重要であるという事態になっておるという認識でおるところであります。

(7番) 中山 弘

それでは、3番、4番の魚道に関しても、今の水利権に関しても、みんな水問題ですので、先ほど教育長から(答弁がありました)、そだきからの放流量がちょっと数字が私のほうと…私のほうで間違っているのだから、丸が一つ多いように感じるのですが、これは2013年に2万匹、2014年に2万匹、2015年に2万匹、今年5万匹だと私は思っていたのですが、ちょっとうちのほうが間違っていたかな。—(町長「放流量。」の声あり)— 放流の。—(町長「捕獲数。」の声あり)— 捕獲数…捕獲数じゃねえろ。すみません。

教育長(桑原 正)

頂いた資料では、放流数、24年度50万尾、25年度62万尾、26年度50万尾、27年度50万尾と、こうなっております。これは信濃川全体ではないかと思えます。

(7番) 中山 弘

教育長の資料は多分、信濃川全体のものだと思うのです。水ざらし、信濃川の上流、すぐそのそだきの中津のはいり口では、今言ったように丸が一つずつ違うということなのですが、今年も確か5万匹放流していると思うのです。その5万匹なのですが、3年、4年経つと、それが0.07%でも帰ってくれば有り難いのですけれどもね。それにはなかなか困難なところがたくさんあります。海まで行けるのか、または魚道、そういうところで帰って来られるのか。子どもたちに笑顔を見せるためには、また、笑顔を出してもらうには、これを実現していただきたいのです。私は以前、十日町信濃川水なしサミットに参加したことがあるのですが、そのときに隣村の村長さんが、「いくら放しても帰って来ねんだ。子どもたちに嘘は言われぬ。それを私たちはもうやめたんです。」と、それをステージの上で声高々に、1回目の水なしサミットで言ったのです。それから20年。どうでしょうかね。私には、変わったとは余り思えないのです。どこがどういうふうに変わってきているのか分かりません。電力の水取りぶちとか、魚道とかが極端に変わったのかなという思いなのですが、今後、これを続けていくのであれば、子どもたちにも実際に中津川に上ってきた鮭を「ほら、獲ってみろ。」と、これをやってみたいですね。それには余りにも水の量と魚道、新しい魚道、期待している魚道なのですが、寂しいなというのが、率直な私の意見です。1,500尾の0.07%というと、200匹くらいですか。その辺が上がってくれば、皆で楽しまれると思うのですが、改めて、中津川の河川敷も含めて下穴藤の所まで魚を上げようと。町を挙げてでも声を上げて、鮭を上げようじゃないかと。そういう気持ちを聞きたいです。ただ、これは、教育長さんのほうで管轄外と言われても仕方がないのですが、改めてひとつお願いします。

教育長(桑原 正)

思いとしては、私も中津川で遊んだ1人して、穴藤の辺りまで鮭が上る姿を見てみたいものだなと思えます。大割野のあそこの魚道改修が先般、行われましたけれども、対象がヤマメとかハヤとか、そういった小さい魚が対象だということで、サケが上ることは、そうも考えてい

ない改修だったようで、サケは上れないのだそうで、ちょっと私も残念に思った次第です。ただ、どこにどういうことで教育委員会として投げかけばいいのかということは、また御指導していただければと思います。

(7番) 中山 弘

せっかく津南町という雪深い良い所に住んでいるので、70年前の生き物があそこにいたら、私たちはどんなだろうと毎日思っている次第です。次の世代に、「子どもが少なくなった。」なんて嘆くばかりじゃなくて、そういう自然豊かであれば、嫌でも人が増えてくると、そういう思いでおります。

以上です。

(9番) 大平謙一

通告に基づいて一般質問をしたいと思っております。

今回の質問も、前回と似たような質問ではありますが、この問題は、どうしても町として重要であり、今後でもできる限り取り組んでいただきたいということで、今回も質問をさせていただきます。

1. 津南町農業の現在の状況ですが、農林水産統計によりますと、平成2年は2,175戸。平成27年度の農業センサスによりますと、1,506戸。実に669戸減っております。平成24年より平成27年度は、204戸減っております。25年間の減少数を平均しますと、1年に26.76戸減っており、平成22年からの5年間の平均減少数は40.8戸となっており、近年の減少ぶりは加速していると思われまます。規模別に見ますと、25年間で0.3haから0.5haの農家で204戸減少していました。また、0.5haから1.0haで270戸。1.0haから1.5haで115戸。1.5haから2.0haで74戸減っております。3.0ha以上になりますと、それを寄せておりますが、3.0haから4.0haの方は増えております。5.0haから15.0haになりますと、62戸から103戸と大幅に増加しており、小規模農家が淘汰された現実があります。国の政策であったと言えはそれとありますが、我が町では重要な町の構成員が減少の一途を辿ることです。町として兼業農家・小規模農家を守ることが、町の人口減少や過疎化を少しでも遅らせる方策と考えております。

(1) 農業者は高齢化しております。後継者もいない人が多数であり、集落営農がこれらの問題を解決するに最大の効果があると私は思っておりますけれども、リーダーになって進める人材がない。町がリーダー役を担って組織作りを進めるべきと思います。町長の考えを伺います。

(2) リーダーの年間を通じた収入を、特に、冬の間の仕事がないというのがネックになっておりますが、それらのことも考えないと、リーダーになり手がありません。それらを達成させるには、町の役割が重要と思うが、町長の考えを伺います。

2. 次に、町の人口ビジョンですが、今後の対応策を示してもらいたいと思っております。

(1) 町では、人口減少をくい止めるため、数々の施策を実施してきた。しかし、人口減少

は止めることができないでいます。思い切った施策を実施して、他町から若者を呼び込まないと駄目だと思います。町の人口でも結婚していない若者が多いうえ、45歳から下の20歳まででは、若くなるほど人口が少なく、20歳の方は40歳の半数くらいです。そんな現実があります。5月27日の地方紙に報じられたように十日町市は、2014年に特殊出生率1.91%、津南町では1.38%と報じられておりました。今後も減り続けると、負のスパイラルになり、あらゆることが引っ張られる事態が懸念されます。現在の施策だけでは、やはりこれらのことをくい止めることはできないのではないかと思いますので、今後、思い切った施策の実行を町長にお願いしたいと思います。考え方を伺います。

壇上では以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

大平議員にお答えいたします。

まず、1点目、「津南町農業を今後、どう導いていくのか」という御質問の（1）と（2）がございませけれども、一括してお答えさせていただきたいと思います。津南町農業を今後、どう導いていくのか、今後の農政を進めていくうえで高齢化、担い手不足、離農による耕作放棄地の拡大など、農地・農村を維持していくうえで集落営農や共同利用組織の育成は、重要な課題と考えております。集落営農組織を育成するに、あらゆる機会を捉えて、今後の地域の農業の在り方について話し合いを進めていただき、地域に合った組織作りをすることが重要と考えております。そのためには、先人から受け継いだ貴重な農地を荒廃させることなく、併せて農業機械の共同利用を進めるなど、コスト低減を図り、より安全で、どこにも負けない美味しいコシヒカリを生産することに取り組み、安定した所得を得られる営農組織作りを行うことにより、地域に担い手が育つものと考えております。今後、希望の集落がありましたら、町としても積極的に組織作りの支援をいたしますので、御相談いただきたいものと考えております。また、冬期間の就労先の確保といたしまして、町除雪隊の臨時職員として、現在32名の方を雇用しておりますが、できるだけ各地域で担い手として活躍している農業者の方をお願いしたいと考えており、平成27年度は、18人の担い手の方を雇用しております。一方でまた、ハローワーク等に多くの求人情報もありますので、有効活用をお願いしたいと考えております。

次に、「津南町人口ビジョン」についてお尋ねであります。議員御指摘のとおり、平成26年の当町の合計特殊出生率は1.38%で、過去5年間の中で最低の数字となりました。一ちなみに、その前年の平成25年は、津南町の合計特殊出生率は1.93%でありまして、県下最高でありました。また、この1.38%という数値は、この年の出生数が46人と、例年に比べ極端に少なく、これが影響したのではないかと思います。平成27年の出生数は61人と、また回復をいたしてございまして、合計特殊出生率は、1.9%を超えるものになるのではないかと考えております。しかしながら、飛躍的に人口が増加するような施策はなかなか見出しえないのが、現

状・実態であります。3月議会でも答弁させていただきましたが、官民一体となって「津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「津南町総合振興計画」に掲げている事業を国や県の補助事業を積極的に活用するなかで具現化してまいりたいと考えております。こうした施策というものが着実に積み重ねられ、地域が元気になれば、若者も関心を故郷により強く示していただき、都会から戻って来たり、地域に住み続けていただく、そうした事例が増えていくというように考えておるところであります。現在、そうした観点に立ち、上郷地域や中津地域、三箇地域で集落が連携し、地域づくりが進められておりますが、このような活動は、人口増加対策としても極めて重要と考えております。関連して、そうした方々が住む場所の確保として、空き家の有効活用も進めていく必要があります。今年度、空き家の実態調査を行う予定にいたしておるところであります。

以上であります。

(9番) 大平謙一

この今の状況というのは、本当に農業者の問題であり、全部人口減少につながっちゃっているわけなのですが、国の政策では、担い手に任せて辞める人が出ても、その耕地が荒れないようにということで補助金等も出しているのは分かりますけれども、そうして補助金を出すと、我慢して頑張るといふのをやめてしまう人が多くなって、更に加速して農家数が減っていくということも考えられます。さらに、その受け手なのですけれども、やはり条件の良い所は作っても小さな田んぼとか、そこが道が悪いとかとなれば、そんな所はいらないということになります。やはり、その地域で担い手組織を作らなければ駄目だと思いますけれども、手を挙げてもらえれば相談に乗るといふ考え方では、なかなか手を挙げてくれるのがないというのが現実であって、「おら、やりたいから、町んしょ来てみてくれ。」という話はなかなかないのではないかと考えております。町とすれば、その集落とか地域の状況が分かるわけなので、それらのことを踏まえて町が乗り出してやるという、そういう方向になってもらいたいのですが、そこら辺はどうでしょうか。

町長（上村憲司）

具体的な事々については、担当課長から補足をさせますが、今、議員がおっしゃったとおりのようなことを、議員も大変御尽力をいただいた昨年までの圃場整備事業等々で取り組みをさせていただき、現在、外丸地区については、そういった組織体というものが新しく発足をさせていただいております。したがって、今、議員がおっしゃった方向性というのは、極めてそのとおりで思っておりますけれども、いかんせん、地域、あるいはその集落、そうした農家の方々の合意というものがなければ、いかんともし難いというの、まぎれもない現実であります。そうしたことを進めるために一昨年辺りから、そういった必要性・可能性のある集落を担当課長が夜間に回らせていただいて、様々な話し合いを行ってきける現実もあるわけでありまして、なかなかそういったものが出てこない。あるいは、必要ないと言われておる現状というのものも、先般の議会においてお答えをさせていただいております。一方でまた、議員も質疑をなさっておられながらジレンマというか、そう

いったものをお感じなのだろうと思って拝聴しておりましたけれども、壇上でも同じことでありましたが、いわゆる兼業農家というものを守り継いでいこうという、組織化というのできなくなるのですよね。組織化をやると、農家戸数というのは、あるいは農業従事者というのは減っていくわけですよね。その二律背反したことをやっていこうということでもありますから、そうした取組がなかなか難しいものであるということは、恐らく議員も一番御存じのことであろうというように考えておるところであります。今、国が行っておる中核農家育成・担い手育成、そうしたことについては、農業組織化、法人化、そうしたものを進め、いわゆるコストというものを極めて重く考えて、協業化によるコスト低減ということで受委託農業営農の推進ということをやっておるところでありますけれども、そういったことを進めれば進めるだけ早く兼業農家、特に御高齢の農家の方々の農業従事者というものは、減っていくということにつながるということでありまして、そうした、いわゆる農業というものを委託することによって手放した、そうした農家のその後の成り立ちというものをどうやってくれるのかということ、現在必死に国あるいは県にお訴えをいたし続けてきておるところであります。現行、農地・水、あるいは環境保全、そうした様々なデカップリングと言われるような方式によって、そうしたものをできるだけ延命させていこうという政策が取られておることも御案内のとおりであります。そうしたことについても、我が町は全国に先駆けて集团的に、小っちゃい集落が個々でそういった対応をできないところを一括にまとめた、そういった組織体を作って補助金の活用・運営を積極的に図っていくという取組も現在行わせていただいております。大体そのような経過で、現在、町の農業に対しての取組ということを進めておるところであります。

(9番) 大平謙一

町長がおっしゃっているように共同でやれば、働く場を少なくしてしまうという考え方もあります。兼業農家は、今は2町歩でも3町歩でも兼業ができるわけなのですけれども、2町歩、3町歩をやっても、なかなか収益が上がらないということで、後継者になってくれる人が少ないと。倅さんがいたとしても、農業をやる気がないという農家が多数あります。そういったある程度の規模でありながら、農業が続けられなくなっている現実があるわけです。それらを兼業として組織が助けながら、集落の人口維持やそういったものをしていくというのが大事なのではないかと思うわけで、そういったことに対しては、外丸の事例を町長は言っていたわけですが、確かに、あそこの集落も反対が多かったのを、町が説得し続けて、一リーダーも説得したのでしょうけれども— そういったことで、基盤整備ができたと思います。やはり、そういうことで、町がある程度首を突っ込んで、集落のほうに出向いて行くというのを積極的にやっていただかないと、なかなかリーダーも育たないし、組織もできないと思うのですけれども、そこら辺を今まで以上に力を入れていくということを示してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

地域振興課長 (江村善文)

議員が御指摘のとおりだと思うのですけれども、特に外丸の場合は、3回も圃場整備に取り

組もうとして頓挫したという昔の経過があります。あそこが21町歩ほどの面積しかないのに、受益者は115戸くらいありまして、なんせそのとりまとめには、委員長をしていただきました方には本当に御苦勞をかけて、やっとの思いで、3反歩・6反歩の良い圃場ができたわけです。それも、今、議員さんが言われたように、それをけん引していくリーダー的な存在の方がいて、班とか経営体を作ってやろうという人がいたことによって実現したというのが、そのとおりでと思います。集落営農の組織化については、昨年、1地域でやってみたいというような相談がありまして、町でもその説明会を開くなかで、なんとかならないか検討しております。今後、そのような営農組織を作っていくと、なかなか小規模の面積の集落・地域については、厳しい耕作条件の悪い農地については、どうしても荒廃していくという可能性があるわけですので、町としては、各集落でまず、取り組む姿勢を持っていただきたいと。例えば、集落の総会とか地域のイベント等のときに、そういう話をさせていただいて、そのなかで「おい、じゃあ、ちょっと取り組んでみるか。」というような前向きな話が少しでもあれば、いつでも町としてもお伺いしたいと思います。ただ、先ほど、議員さんが言われたように役場のほうというのは、なかなか各集落の人間関係とか地域関係というのが、はっきり分かるころまでは把握しておりませんので、各地域でそういうような流れが作れるようであれば、いつでもこちらのほうでお助けをしたいと思いますので、是非、協力をお願いしたいと思います。

(9番) 大平謙一

そういうことで、積極的に町は加担してくれるということなのですが、もう一步踏み込んで、総会のとき来て、そういう事情を説明して、取組を進めるように話ができないのでしょうか。

地域振興課長 (江村善文)

今までも、集落によっては、転作の説明会等に行ったときの中に「集落営農に取り組みませんか」というようなパンフレットを付けて、説明会でお呼びかけをしたりもしているのですが、もし、そういう集落の総会等あれば、いつでもお伺いして説明はできるかと思いますので、呼んでいただきたいと思います。

(9番) 大平謙一

それと、そんなに大きい組織でなければ、機械整備をするにしても、近代化資金等は使えないわけなのですが、そういう組織には、近代化資金の規模要項等ではなく、町が利子補給等、そういった金銭面での支援もできないものかどうかということはどうでしょうか。

地域振興課長 (江村善文)

集落営農に取り組むということになりますと、当然、機械の整備をしたいところも出てくるかと思うのですが、集落営農の取組をする組織については、融資型の補助事業があります。今回、一この前の補正ですかねー 補正のときに、ヘリコプターの専決(処分)を了解いただきましたけれども、あれもそれに近いようなかたちで。ヘリコプターを入れた所は、法

人組織ではありましたが、集落営農についてもそれが対象になります。金額は上限が決まっておるのですけれども、そういうものを活用できるかと思います。

(9番) 大平謙一

今の融資のお話なのですけれど、条件とかそういったものが今分かっていたら、説明してもらいたいのなのですけれど。

地域振興課長 (江村善文)

融資の要件としましては、地域で集落営農に取り組むということで、規約や規則、代表者、そういうもの。要は、組織化。ちゃんとした組織としての状態を作ると。あとは、金銭面で、一つの通帳を作って、その中で補助金とか委託とか、そういうものの料金が入ったものと、掛かった資材のお金等を一つの通帳でやり取りをするというようなことが主な条件になっております。

(9番) 大平謙一

さっき町長が、除雪要員に今後、そういったリーダーの方を積極的に取り込んでいくという姿勢を示していただきましたので、若干、冬の仕事をそういうふうにして担っていければ、リーダーになっても冬仕事があるということで、有り難いと思っております。

次に、人口の問題に入ります。人口の問題は、いつも堂々巡りみたいな話になってしまっているわけなのですが、町が積極的に他町村より津南に住みたい人、津南に行けば子育てがスムーズにいくという、そういうものを示してPRすることが、まず第一なのです。今、いろいろな施策をやっておられると思いますけれども、町はどのように町外にやっていることを示したり知らせているのでしょうか。

町長 (上村憲司)

子育てについて、町外に知らせるといっても、「育ネットつなん」という取組を始めさせていただいております。子育て、あるいは教育も含めてでありますけれども、まず引けはとらないと、どこに行っても胸を張って言えるような施策の取組というものを行ってきておるといように自負をいたしております。その一つの証左かもしれませんが、このたび、関東甲信越ブロックの義務教育長会議、一学校の校長先生方が集まって、大きい会議を行った。そこで津南町の校長先生方が事例発表を代表でさせていただくことができっております。津南のそういった特別加配、若干の障害をお持ちの方々ですね。そういった方々に対しての加配ですとか、あるいは、教育の先生方、町単で抱えておる先生方の多さだとか、そういったことを発表いただいたところ、関東甲信越の先生方から称賛の声が出たというようなこともあったと伺っております。今後とも、地味ではありますが、着実にそういった成果というものを積み上げていくなかで、余り外に競争みたいに「これを誇る」というような気持ちはありませんけれども、私どものそういった子育て、あるいは教育というものに対しての、町をあげての真摯な取組の在り方ということについては、機会を見つけてお訴えしてま

いたいというように考えております。また、申し上げるまでもありませんけれども、私の町づくりのキーワードが「育」という言葉であるということも、少々方々でお訴えを、御紹介を申し上げておるところでもあります。

(9番) 大平謙一

町長は、「どこよりも強くてやさしい町」ということで、公約しているわけですが、その「強くてやさしい」というのが、今の町政の中でしっかりとした実を結んでいると思っておりますか。

町長 (上村憲司)

どうぞ、議員の見方・感じ方になるのだろう、人それぞれになるのだろうということに尽きるのだろうと思っております。私自身は、そういつて自分を叱咤激励、鼓舞しながら、そう言っている自身に恥じないような取組を行わせていただくということを、自らへの至上の命題というように考えて町政運営を行っておるところであります。

(9番) 大平謙一

1人でも多くの若者が津南に住むということのなかで、住宅費の補助、アパート代の補助ということも考えてもいいかと思いますが、とにかく若いものは、結婚するとふたりで住みたいという願望などもありますので、そういったことに対しても補助。それから、生徒・児童の給食費まで無料化するとか。この前も言ったのですけれど、町に住んでくれば奨学金…病院の件では、看護師さんやお医者さんに対してはあるのですけれど、そうではない農業高校を出るとか、そういったなかでも奨学金の貸与というか、そういったものも。貸与なら返さなくてはなんねんですけれど、給付というか、そういったことも考えて、若者が大学を卒業しても、津南に残させるという、積極的な考えはどうでしょうか。

町長 (上村憲司)

それぞれ考えていいことだと思っております。先の議会で、若者に対して、あるいは子育てに対して部屋代の助成については、桑原悠議員からお尋ねがあったとおりであります。また、奨学金の変換猶予。いわゆる帰って来た人たちに対してのそういったことについては、風巻光明議員ともこの場で議論を交わした経過がございます。それぞれについて、現在も懸命に様々な事例、あるいはケースステディを行いながら、そうしたニーズというものの、あるいは町の政策としていれるかどうかということについて、不断に検討を続けて進めておるところであります。

(9番) 大平謙一

最後にしますけれども、保育料の無償化ということをしたとき、不平等だという答えがあったわけなのですけれども、それくらいのことをしないと、やはりインパクトがないと思うわけなのです。不公平というか、公平ではないという、それはその時代時代によって異なると思

いますので、そういったことをやってもらって、津南に住んで子育てをしたいという人を1人でも多くしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（草津 進）

昼食のため午後1時まで休憩いたします。 —（午後0時03分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後1時00分）—

（11番）藤ノ木浩子

それでは、通告いたしました大きく2点についてお伺いをいたします。

1. 1番です。私は、なんとしても津南病院をこの先も維持・充実させていくために、病院問題について町長の姿勢を質していきたいと思っています。療養病床の役割・重要性について町長の認識をお伺いいたします。先般、津南病院を守る会は、津南病院と地域医療を守る請願署名2次分を提出させていただきました。1次分と合わせまして4,325筆を提出し、請願事項であります3点について町長に要請をいたしました。一つは、「看護師確保に全力を上げ、療養病床の休止をやめていただきたい。将来的にも、回復期・慢性期医療を持つ病院として、2病棟114床を存続していただきたい。」、二つ目は、「津南病院を核に、医療・介護・保健の総合的な町づくりを目指し、訪問看護ステーションや在宅医療を推進していただきたい。」、3点目は、「医師・看護師不足を解消するために国・県に積極的に働きかけていただきたい。」という3点であります。多くの町民の声だということを真摯に受け止めていただきたいと強く思っております。この間、病院と地域医療に対する町長答弁は、「魚沼基幹病院がオープンしたことや県立十日町病院が新築されるなかで魚沼圏域の医療状況が劇的に変わる。」とおっしゃっています。救急患者が基幹病院に集中するのは当然であり、そうしたシステムにするために基幹病院に多くのベッドを集中させ、周辺病院のベッドを縮小、県立から地元自治体の市立病院にするなど、医療の状況は変わりました。その範囲に十日町・津南は入らず、信濃川筋では、震災で大きな被害を受けました十日町病院の新築という方向が作られました。私が再三述べてきたように、医療スタッフ不足が大きな要因となり、信濃川筋では2013年と比べ入院ベッドが3割減り、療養病床がゼロになっています。そこで町長にお伺いいたします。

（1）診療報酬で一般病棟の入院基本料の施設基準が定められています。看護基準7対1の入院基本料の施設基準は、平均在院日数が18日以内であること。10対1は21日以内であること。13対1は24日以内。15対1は60日以内であることが定められています。魚沼医療圏域で急性期医療を担っている魚沼基幹病院は、7対1の入院基本料でありますから、平均在院日数は18日以内でなければならないので、退院が迫られます。先般、3月議会でも取り上げましたが、この「うおぬま通信」によれば、「魚沼基幹病院の平均在院日数は12人と全国的に見ても少ない。」となっております。そして、「病状が安定したあとは近

くの病院、掛かり付け医を紹介し、地域全体で患者を診療します。」と書かれています。十日町病院で入院された方も同様に、急性期医療が終わったあと、なお継続して医療が必要な人を受入れる病院が必要ではないかと考えますが、療養病床がそうした役割を果たしていると考えますが、お伺いいたします。

(2) 2点目です。津南病院の一般病棟は、先ほど申し上げたように10対1の入院基本料の施設基準であり、平均在院日数は21日以内となっています。この基準に対応できるのかお伺いいたします。併せまして、2015年の津南病院の一般病床の平均在院日数は14.3日でした。

(3) 3点目です。一般病棟入院基本料の病棟に90日、約3か月を超えて入院している患者は特定患者と言うそうですが、特定患者になると診療報酬上、看護基準に関わりなく、検査・投薬を含めた診療報酬となるために病院の収入が下がると想定されますが、町長は、それでも一般病棟で長期入院を診るおつもりなのか、お伺いをいたします。

(4) 最後、4点目です。病院機能報告制度に基づいて津南病院も2014年7月時点と6年後の予定が報告されています。それによりますと、2014年7月時点の機能は、回復期62床、慢性期52床となっています。6年後も同じで報告してありました。町長は、2020年の津南病院の病床はどのような機能を持つべきと考えているかお伺いいたします。

2. 大きな2点目は、介護保険新総合事業についてお伺いいたします。この質問については、26年12月議会だと思ったのですが、取り上げておりますが、再度質問いたします。

(1) 来年4月から要支援1・2の訪問介護・通所介護が介護保険から外され、町が行なう新しい総合事業に移行されます。この目的は何か。要支援認定者を減らし、介護保険は中度・重度の要介護3以上に絞ること、給付額を削減することであり、専門職による介護サービスからボランティア等に担い手を移すことが狙いの中心だと私は考えます。そこで、この事業の実施に当たっては、全ての要支援者が移行後も訪問介護・通所介護とも現行相当サービスを継続して利用できるように事業を進めていただきたいと考えます。また、緩和した基準によるサービスAは、導入しないでいただきたいが、お考えを伺います。

(2) 2点目です。介護保険利用の相談があった場合、まず、介護認定の申請を受け付けることを徹底し、基本チェックリストによる振り分けは行わないでいただきたいと考えますが、お考えを伺います。

(3) 3点目ですが、国は、次期介護保険制度改定に向けて、要介護1・2の軽度者も介護保険の給付から外して、生活援助サービスや福祉用具対応等、自己負担にすることや地域支援事業への意向も含めて検討しているということですが、この方向を黙っていて良いのでしょうか。町長はどのようにお考えか伺います。

壇上からは以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

藤ノ木議員にお答えいたします。

まず1点目、「療養病床の役割について、どう考えているのか」というお尋ねであります。まず、急性期医療を担っている魚沼基幹病院は、7対1の入院基本料を算定している病院でありますので、平均在院日数の制度的な縛りで、18日を超えると退院を迫られる。この患者の人たちを継続して受入れる病院が必要ではないか。」ということについては、そのとおりだと考えております。そのために、国の病床機能の考え方、あるいは新潟県の地域医療構想は、超急性期、急性期、回復期、慢性期という4分類に病院を機能分担させて、二次医療圏全体の中で切れ目のない継続した治療を受けられるようにしていこうという取組であります。お尋ねの療養病床だけが、その役割を果たしてきたのか、あるいは療養病床でなければそうした役割を果たせないのか、ということについてであります。そういうことではないと考えております。これまでも津南病院全体として、そうした役割を担ってきたところであり、これからも津南病院として、その責務を全うしてまいりたいとかように考えておるところであります。

次に、「津南病院が10対1の施設基準に対応できるのか」というお尋ねであります。この施設基準を満たす条件は、一つ目は看護師数の確保、二つ目は21日の平均在院日数をクリアできるかという二つの条件を満たすことが必要となります。これまでの実績では、10対1の施設基準を満たしてきたところではありますが、今後、この基準を継続してクリアしていくためには、安定した看護師確保と併せて短期入院患者の受入れ、具体的に申し上げますと、例えば、整形外科の常駐化などが重要になってくるだろうと考えております。

次に、「診療報酬の収入が下がっても、一般病床で長期入院をさせるお考えか」というお尋ねであります。まず、基本的に町立病院の使命として、本当に入院治療の必要な患者が90日を超えて診療報酬点数が下がり、病院収入が落ちるということを理由に患者を追い出すようなことは絶対にしてはならないということであり。一方で、入院治療の必要は極めて薄く、治療というよりも、どちらかと言えば、療養あるいは介護が必要な患者だとするならば、在宅訪問看護でのケアや施設入所への働きかけなどのサポートを提供させていただくことが、漫然と病院の一般病床に入院し続けていただくことよりも、より良いのではないかと考えております。

次に、「病院の病床機能について」のお尋ねであります。2014年から始まった、この病床機能報告については、津南病院において回復期62床は一般病棟の病床数を念頭に入れ、また、慢性期52床は療養病棟の病床数を念頭に入れて、国に回答したものであります。6年後についても、平成26年度時点の状況を踏まえ、同様に回答したものであります。ただ、今後の病床機能の在り方については、昨年6月に出された病院運営審議会の答申を受けて、7月に町の方針を公表させていただいたとおり、2020年の病床機能の在り方については、入院病床のボリュームとしては全体で回復期の62床で良いのではないかと考えております。なお、回復期の病床を選択したからといって、入院治療の必要な慢性期の患者は受け入れないというようなことではないということを付言させていただきます。

次に、「新総合事業移行後の介護保険サービスについて」であります。当町では、介護保険法に規定する介護予防、日常生活支援総合事業については、平成29年4月1日から事業の開始を予定しております。介護予防給付サービスのうち、現行の訪問介護と通所介護サービスが、平

成 29 年 4 月 1 日から介護予防日常生活支援総合事業に移行し、市町村事業となります。移行後は、現行の予防給付訪問介護、通所介護に相当するサービスと、それ以外の多様なサービスとで構成され、実施することになっております。当町においては、多様なサービスについては、サービス内容等を現在検討中であり、平成 29 年 4 月以降も現行の予防給付の訪問介護と通所介護サービスを継続して利用できるような準備を進めておるところであります。また、緩和した基準によるサービスは、サービス提供人員や運営基準等を緩めてサービスが提供できるようになっておりますが、今後、町がサービス内容や報酬単価を設定したうえで事業者と協議のうえ、事業実施を判断してまいりたいと考えております。

次に、「介護保険利用の相談への対応について」のお尋ねであります。平成 29 年 4 月から実施する介護予防日常生活支援総合事業の国のガイドラインでは、窓口において希望するサービスを聴き取り、比較的軽度の方は、要介護認定を省略し、総合事業のサービス利用が可能」となっております。この場合、国が策定した基本チェックリストと呼ばれる、暮らしぶりや身体の状態を確認したうえでその方に適したサービスを受けることとなります。要介護認定は、申請してから結果が判明するまで 1 か月程度時間を要するため、基本チェックリストを用いた判定で迅速にサービス利用ができるというメリットもありますが、比較的軽度の方が総合事業のサービスを利用し、その後、要介護認定を受けたことで、そのサービスが受けられなくなるなど、利用者の混乱や負担を招く事態も想定されるところであります。当町といたしましては、一律な基本チェックリストによる振り分けは行わず、要介護認定申請が必要だと判断すれば申請していただくなど、利用者が必要なサービスを受けることができるように十分な説明と配慮を持って対応していくことにしております。なお、窓口での運用につきましては、他の市町村の状況等も参酌しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、「国の次期介護保険制度改定に対して」であります。先ほど答弁いたしましたとおり、当町では、現行の予防給付の訪問介護と通所介護サービスを平成 29 年 4 月から新しい総合事業として実施することにしております。新しい総合事業の実施前の現時点において、更に国が進めるとされている介護保険給付費の削減の議論は、町における議論としては、なお時期尚早であろうと思っているところでもあります。新しい総合事業実施後の総括を行うとともに、今後の国・県からの情報を的確に収集したうえで適切に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

(11 番) 藤ノ木浩子

再質問をお願いいたします。新総合事業のほう、介護保険のほうから再質問させていただきます。1 点目の、現行相当サービスで行うかどうかという点については、今ほど「29 年以降は、現行サービスで継続していく。」というお話でした。しかし、多様なサービスも内容について検討中。」ということなのですが、私は、このサービスについては非常に問題があるなど。担当課の方はもちろん分かっていると思いますが、この緩和したサービスというのは無資格者でも可能であり、設備基準も緩和され、個別のサービス計画もなしでいいと。そして、一番私が気になっているのは、報酬は予防給付よりも大幅に低くていい。5 割から 8 割でいいというような、非常に基準が緩和され、こういったものは、それだけでなく今、介護事業所は非常

に介護報酬が引き下げられるなかで苦戦しているわけですが、こういったものを取入れるというのは、私は問題があると思うのですが、いかがでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

お答えします。藤ノ木議員がおっしゃるように、平成29年4月からは新しい総合事業が実施されるということで、今現在、準備を進めておるところでございます。先ほど町長が答弁したとおり、当町では、現行の予防給付の訪問介護・通所介護相当サービスを継続して、まず実施していくというところでございます。多様なサービスにつきましては、訪問型サービスAということで、今、議員がおっしゃったように大幅に緩和した施設基準ですとか人員基準が大幅に緩和したサービスということで、それを国のほうで進めているということでございます。ただ、うちのほうのような小さい町で、介護保険の関係事業所が数少ない、限られている所においては、そういったサービスをやれと言われても、報酬も下げられるということで、人員も不足気味でありますし、なかなか事業者のほうで「これをすぐにできます。」というようなことにはならないと思います。したがって、今後、事業者に対して、こういったサービスができるかどうかということで、間もなく事業者との検討をしていきたいと考えております。

（11番）藤ノ木浩子

それでは、事業者と協議したうえ「とてもできません。」ということになれば、しないという方向でいいのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

これについては、当然、そういった専門の事業者のほうからやっていただくということで、そういったものできないということになれば、町としては断念をせざるを得ないと思っておりますけれども、ただ、そこら辺がどのような条件であればできるというようなことももう少し詰めていかないと、簡単にはできないということにはならないと思います。

（11番）藤ノ木浩子

2点目の基本チェックリストに関してなのですが、今ほど答弁がありましたが、国は今までと違いまして、窓口で相談に来られた方に対して、すぐ「では、介護認定を受けてください。」ということにはならず、窓口でその方が介護保険の認定を受けていいか、チェックリストにするかを判断するわけですね。私はそれは、介護サービスを利用するという方の申請権を奪うものではないかと思うので、基本はやはり、介護サービスを利用しようと思って申請に行くわけですね。なので、申請を基本にして進めていただきたいのですが、いかがですか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

確かに、介護認定の申請に窓口に来られる方については、そういった方—今までもそうですけれども—介護サービスが必要だということで来られるわけです。国のほうでは、そういった方ではなくて、もう少し軽度の方がいらっしゃれば、その方についてはチェックリストに

よって新しい総合事業のメニューで対応しなさいということだと思います。したがって、それは一律にそのチェックリストによって行うということではなくて、窓口に来られた方の状況を見て判断していかなくなければならないということは、これからも変わりはないと考えております。

(11 番) 藤ノ木浩子

これまでと変わりはなく申請をとということでしょうか。「このチェックリストというのでしなさい。」というのが出たからには、窓口の方がそこでチェックリストにしようか、介護認定の申請をしていただくかと判断するわけですよね。先ほどもそこを説明するとおっしゃいました。そこで説明して、総合事業を希望するという方はそれでいいと思いますけれども、私は基本はしっかりと介護サービス利用すると言って介護認定を受けていただくところで窓口で徹底していただきたいと考えるのですが、もう一度お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

議員の言われるとおりだと思います。先ほども申し上げましたけれども、介護認定申請に来られる方というのは、介護サービスを受けたいということで、うちの町の場合は殆どの方がそういう方だと思います。それに加えて国のほうでは、—そういった介護給付を削減したいということも一つあると思いますけれども— 総合事業ということで、それ以外の、例えば軽度の方については、総合事業を使ってくださいということでございますので、それは当然、その方の実情を見て変わりなく対応をしていきたいと考えております。これから総合事業のメニューができてくれば、軽度の方で総合事業だけ使いたいということになれば、その基本チェックリストを使って対応していくというふうになると思っております。

(11 番) 藤ノ木浩子

もう一度確認ですが、基本は介護認定をしっかりと受けていただいてサービスを利用するということでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

それは当然、従来もそうでしたし、これからも変わりはないと。基本チェックリスト、「あなたは重いのに、これでやってください。」ということではなくて、介護認定申請をしていただくということには変わりはありません。

(11 番) 藤ノ木浩子

3点目の、要介護1・2の方も更に介護保険から外そうという検討が今されています。これも28年度末までに結論を出すようになっていまして、29年の通常国会に法案を出して可決されれば、この方々も介護保険から生活援助や福祉用具の貸与が外されるわけです。介護保険利用者の中で介護度1・2の方というのは一番多いと思うのですが、通所サービスを使ったり、さらには、去年の8月から特別養護老人ホーム入所も申し込めないというような状況も生まれ

ていますし、もちろん福祉用具も借りながら、ヘルパーさんにも来てもらいながら、いろんなサービスを使って在宅で暮らしているという方が、どなたが見てももう想像がつくと思うのですね。そういう方々の介護サービスも保険から外して、原則自己負担にするという方向が、今、出されているのですけれども、これは本当に保険料を払い続けても介護認定を受けても自己負担ということは、お金のある人しか利用できないという制度そのものだと、私は思っています。老後の安心ではない方向ですよ。本当に高齢者の暮らしを壊していく制度だと思っていますが、この要介護1・2の方の保険外しを止めるように、国にもっと声を上げるべきではないかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

町長（上村憲司）

今、議員が御懸念をなさっておられる、そういった一面、側面はあると思いますね、私ね。私どもの町で、逆に言うと、先ほど壇上で答弁申し上げたとおり、新しく始まる総合サービス、その中で要介護1・2の皆さんに対してのサービスというものをどのくらい実施できるのか。そういったことをこれから詰めていかなければならないし、そうしたサービスが行なわれるようになったときに、果たしてどのくらいのこぼれという隙間産業的に成していかなければならない方々が現実存在するようになるのか。そういったことについて、まだ分からないわけですね。国のほうのやり方というか、進め方・取り組み方というのも、細かい部分はまだ出てないのだと承知をいたしておりますけれども、そういうなかで一つの思い込みの中で結論付けて動くということは避けさせていただきたい。そうした私どもの取組の在り方というものが、これから様々に検討させていただき、また、国の在り方というのももう少し詳らかになってきた、そうした段階のところでは那邊の人たちが那邊な困り方をするのか。そういったことがしっかり把握できてから、なさなければならない行動は起こすべきだというように思っております。

（11番）藤ノ木浩子

今ほど町長は、少しのんきなことを言っているなと私は感じています。介護度1・2の方が福祉用具を使って、ヘルパーさんを使って在宅で生活しているところが想像できませんかね。今、国では検討しているのですよ。1・2の方のヘルパーを外そう、自己負担にしようというふうに。もう今年内に結論を出そうとしているのですよね。やはり、そういう動きをしっかりと掴んで、私も声を上げていきたいと思いますが、町は町民の暮らしを、高齢者の暮らしを守っていかなければならないと思うのです。是非、声を上げていただきたいと思っています。もう一度、お願いします。

町長（上村憲司）

今ほど答弁したとおりです。そういった実態、あるいは想定というものが詳らかになった、あるいは私どもの調査・検討のなかでそういったおそれが大きくあるよというようなことが判断されるようであれば、起こさなければならない行動というものを起こしたいというように考えておることです。現時点においても、町村会等々を通じて、そういったことの事態というものができる限り起こらないように、懸命に国と交渉は行わせていただいております。

ころであります。

(11 番) 藤ノ木浩子

1 点目の療養病床の役割についてお伺いたします。先ほど 1 点目に、「急性期が終わったあと継続して医療が必要な人、そういった方を受入れる病院が必要ではないか。」ということでお話をしたのですが、町長は、「療養病床だけがそういう役割を果たしてきたのか。療養病床でなければ果たせないのか。そうではない。」と言っておりましたが、津南病院の療養病床は、私はそういうふうには医療が必要な方、あるいは介護が重い方、そういう方が入院されていたというふうに見てきました。今年の 1 月 15 日、国は今、療養病床・慢性期医療の在り方等に関する検討会を重ねておまして、その資料の中にも、「医療療養病床というのは、主として長期に渡り療養を必要とする患者を入院させるものだ。」というふうに明記してありました。津南病院と同じように 一津南病院の療養病床も 25 対 1 の入院患者だと思っておりますが 一 25 対 1 の療養病床では、医療区分 1・2・3 と分かれますと、重たい 2 と 3 の状況の人が 56.4%入院していると。この慢性期医療の在り方の検討会の資料ですよ。医療区分 2・3 の人というのは、24 時間の点滴が必要だったり、気管切開をしている方だとか、気管内挿管のケア、酸素療法、吸引が必要な方、血糖値チェックが必要な方、まさに医療処置が欠かせない状況の人が療養病床には 56.4%入院していますということなのです。こうした人が、急性期の病院から退院してくると思うのです。医療が必要な方が。町長は、これをどういうふうには認識していますか。

町長 (上村憲司)

そういった専門的なところは、また病院事務長に補足説明をさせますが、我が町の町立病院は、今、議員が御指摘であったように、そういった慢性期・回復期、そうした人たちも併せて受入れをさせていただいておった。そして、療養病床・一般病床に区分あるときに安定的な慢性期長期入院患者さん、そうした方々は、確かに療養病床のほうに移していただいております、そうした運用の仕方をやっておったことは、否めない事実であります。ただ、そうした方々が、一般病床ではお受けできないのかと言われるのであれば、そんなことはありません。医療行為が必要な入院患者さんに関しては、それが一般病床であろうと療養病床でなかろうと、受入れさせていただいてきておる。また、これからもそのとおりである。そういうふうにお答えをさせていただいたところでもあります。

(11 番) 藤ノ木浩子

私が最初に言いましたように、一般病床というのは、入院基準基本料が看護基準に従って、7 対 1 であれば 18 日以内、10 対 1 であれば 21 日以内、というふうな定めがあります。それを、そういうことは無視しても、長期入院患者、経管栄養の方や医療措置の必要な方を、ずっと長く入院をさせておけるのだという町長のこの間の答弁なのですが、私は、ふつう一般病床というのは、21 日以内、18 日以内という基準に従って病院というのはやるものだと思いますが、どうですか。

町長（上村憲司）

18日あるいは21日、あるいは90日。それは平均してということでありますから、例えば、平均18日の入院の急性期の病院において2日で退院しても良いわけですし、1日で退院しても良いわけですし、1回入ったらどうしても18日入院しているというようなことではない。平均してということであります。津南病院もそういった意味では、いわゆる平均在院日数を21日の11看護という病院で診ておるわけですが、そういう中には、これまでも長い入院が必要な方も大勢おいででありましたし、また、福祉病床等々が足りない時代には、病院がそういった意味で介護施設の代役的な役割を果たしてきておった時代的背景もあったというように認識いたしております。現時点においては、そうした事々も含めて、町の医療に関して安心・安全を全うできるという判断で、こういった方向性に踏み出したわけでありまして、その方向性に間違いはないと考えておるところであります。

（11番）藤ノ木浩子

それでは2点目に、津南病院は21日以内の在院日数で決められているけれども、この基準が伸びても短くなる。短くなるということは、この基準があっても入院在院日数が長くなっても、町長は、「医療的な措置が必要な人も津南病院の一般病床で診るのです。」ということでしょうか。

町長（上村憲司）

そのとおりであります。

（11番）藤ノ木浩子

これまでは、療養病床があり一般病床がありましたから、医療的な処置ですぐ退院ができない方、施設入所を待っている方も療養病床にいましたね。入院の実態というのは、町長が就任してからもよく分かると思いますが、入院患者も大変医療処置の多い経管の方も大勢いましたし、一数字を忘れてしまったのですが一入院日数も半年以上の方が3分の2くらいいたと思うのです。介護度も4・5の方が多かった。そういった方が入院していたわけなのですが、国の資料でも、魚沼圏域の療養病床の平均在院日数一魚沼圏域ですよ一そこも、126.7日と非常に療養病床は長いです。療養病床には、平均で4か月入院しているのですね。そういう実態があるのですが、そういう療養病床に入院が必要だという方も一般病床で4か月でも5か月でもいいよということになるのでしょうか。

病院事務長（桑原次郎）

診療報酬制度上、選定療養費という制度がございます。これは、180日を超えると1か月の診療報酬点数の15%分を自費で払いなさいというような制度でございます。ところが、私どもの療養病床もそうでしたし一般病棟もそうなのですが、その制度の中には、「特定疾患として認められている疾病、あるいは一般病棟の場合に限り医科点数表の『注9』に規定する療養病棟入院基本料1の例により算定する場合を除く」という、そういう制度になっていまして、これ

は何を言っているかといいますと、「90 日を超える患者さんについては、包括点数としての算定をしている場合は、その選定療養費という制度からは除外されますよ」ということでございます。今までの平均在院日数のやり取りのことなのですけれども、90 日を超えた患者さんについては、その平均在院日数の計算について除外をして報告をするようになってございますので、一般病床の中で対応するというこのことについて問題はないのではないかと考えられると思います。

(11 番) 藤ノ木浩子

90 日を超えて入院している人は、平均在院日数から除外するから、平均在院日数は下がらないということですね。そういうふうにして、90 日を超えた方は津南病院として診ますからということで、除外しながら長くおいておくということは、一私は、早く出て行けと言っているのではないですよー ところが療養病床の役割ではないかと。一般病床が診療報酬上も除外して算定できるから、そこにいていいのだという計算ではなくて、しっかりと療養が必要な人（とは分ける）。一般病床は急性期の治療ですよ。急性期で治療が必要な方が入院するわけですから、そういった医療も介護も継続的に必要な人が長くいるということは、一般病床に急性期で入る患者さんが入れなくなるのではないかという心配もあるわけです。それと、90 日超えをした方の算定が、診療報酬が下がるわけですよ。それと、更に 180 日を超えると、入院基本料が 85%しか給付されないと。残りの 15%は自己負担ですよという仕組みになっているということなのでそうですが、私は、一般病床でそういう方を診るのではなくて、きちんと長期に入院できるというシステムの中に病院経営上も療養病床を置いて、長期の入院が必要な方をおくべきだと。療養病床で対応しなければならない方も一般病床の方も皆一緒になって一般病床を経営するというのは、ほかの病院では考えられないと私は思っているのですけれども、その点はどうか。

病院事務長（桑原次郎）

昨年の 4 回の定例議会でも、同じようなやり取りが常にされたようなことでしたけれども、もう一度繰り返しになるようで大変恐縮なのですけれども、療養病床のそもそもの目的というのは、議員がおっしゃるように慢性期の患者さんが長期に入院できる、あるいは長期に入院するための病床ではございませんで、特に津南町、町立病院の私どもの病院の場合は、療養病床と言っても医療型の診療報酬で算定するほうの療養病床群なわけなのです。脳血管障害、例えば、くも膜下出血、脳梗塞を起こしましたというような患者さんが、魚沼基幹病院で、まず命をとりとめるための緊急的な措置入院で治療を一定程度したあと、あとは片麻痺をできるだけ軽減して、最低限の生活を在宅でできるためのリハビリをするというような目的で、あくまでも在宅へ復帰するということが目的であります。そういった病床ですから、当然のことながら、今ほど説明したように 90 日を過ぎれば、もうどんな点滴をしようが検査をしようが、包括の点数ということの決まりになっておりまして、これについては、療養病床も一般病床も全く同じでございます。したがって、要は、90 日を過ぎても本当に治療が必要な患者であれば、もちろん追い出すというようなことはせずにしっかりと治療する必要がありますけれども、どちらかと言えば治療というよりも療養だとか、あるいは介護が必要な方であれば、入れる入所施設

なり、あるいは在宅で訪問看護等で生活できないかというような道を探ってあげるのが、患者さんのためではないかと考えております。

(11 番) 藤ノ木浩子

もちろん、入院されて、治療が終われば在宅に帰るのが当然であり、十日町病院も入院した時点からきちんと、どういうふうに高齢者の方が在宅に帰れるかという支援をしている様子を私も身を持って体験をしました。津南病院も、やはりそういう丁寧な、入院されたらどう在宅で過ごせるかという、そこをきちんと支援するというのは重要なことだとは思っているのですが、ただ、そういった継続して医療が必要な方が一般病床でそのまま診られるのかというところが、私は非常に疑問なのです。診られのだと、経営的にも大丈夫なのですかという返事ですね。そういう考えでよろしいのですか。これからの経営を考えた場合も、それでよろしいのですか。もう一度伺います。

病院事務長(桑原次郎)

それこそ昨年、療養病床の 52 床を全部休床ということで、町長のほうから町の方針を発表していただいたわけなのですが、新年度に入りまして、その休床の所をどういうふうに利用するかという利活用検討会議というものを立ち上げて始めております。最近、第 2 回目を終了したわけなのですが、その中の検討事項の中で、一もちろん、52 床の休床をどうするかというのがありますけれども一 まず、今後、運営していく一般病床の 62 床の在り方についても検討の余地は当然あるだろうと考えております。例えば、今までの 2 回の会議の中で提案としていろんな意見があるわけですが、全て排除するというのではなくて、可能性として十分議論していかなくてはいけないのだろうと思うのですが、一つは、4 階を利活用施設にして、3 階を一般病棟にする。あるいは、62 床を維持するにしても、昨年、十日町の「クロステン」に塩崎厚生労働省大臣が来たりして、意見書の提出なども町長を通じてしていただいたわけなのですが、今年度の診療報酬の改定から津南町というよりも魚沼医療圏が、「医療を提供しているけれども医療資源が少ない地域」という所に指定されました。これについては、どういうことが可能になるかということ、通常、ワンフロアで 1 病棟という考え方なのですが、つまり、3 階であれば 3 階は全部療養病床、あるいは 3 階全部一般病床という考え方なのですが一 その地域に指定された場合には、同じフロアの中に混合病棟が可能。つまり例えば、一般病床を 45 床分して、あとの 15 床分を療養病床にして、60 床でやるというようなことも可能になりました。いろんなことを全て可能性として、どういうことが一番病院経営にとって良いのかというのは、10 月に結論を出そうということでやっているわけなのですが、いろんな経営的な部分も考えていたなかで結論を出したいと考えています。

(11 番) 藤ノ木浩子

3 月議会でも町長は、栗原洋子議員の質問の中で、「休床ではないと決め付けられましたけれど、今は休床の状況です。」とおっしゃっています。休床であるのに、先日、5 月 13 日ですか、私たちも突然に聞いたわけですが、運営審議会でも空病棟の休床をしている所の利活用を検討す

ると。まだ廃止とは言っていませんよね。廃止ではないですね、休床していると。休床しているのであれば、津南病院の機能を…先ほど申し上げましたように機能を国に報告しましたよね。それによれば、回復期と慢性期の両方の機能を持ちますと報告しているわけなのですが、今、休床している時点では、しっかりと「では、どういう機能を持つのだ」ということを議論すべきではないのでしょうか。もう一度、お願いします。

病院事務長（桑原次郎）

そのことももちろん議論をしなければいけないと思います。したがって、繰り返し申し上げますけれども、いろんな提案について否定するというのではなくて、その可能性について議論を進めているわけですし、当然、その中には療養病床 52 床の継続ということも含めたなかでの検討もしているということでございます。津南病院全体が一般病床として 62 床稼働しているわけなのですが、全体として四つの機能区分があるわけですし、そういった区分を津南病院が将来どういうふうに対応していくかというようなものは当然にらみながら、どういう病床でやっていくかということも検討させていただきたいと考えております。

（11 番）藤ノ木浩子

5 月 20 日に、新潟県が 2014 年の病床数と 2025 年の必要病床数について公表しました。これを見ますと、魚沼圏域では、回復期・慢性期が増え、急性期が減っています。全体としては、ベッドが減るような計画になってはいますが、回復期・慢性期は増えているのですよね。これから高齢化社会のなかで、先ほど言いましたようにやはり医療が必要で介護も必要。本当にそういった方が自宅にも帰れない、本当に施設にも入れないという方が必ず出てくると私は思っています。こういった方を医療難民にはいけないと思っているのです。そういった方を受入れる場所が療養病床だと思っているのですが、この県の計画については、どういうふうに見られましたか。

町長（上村憲司）

県の計画は承知をいたしております。また、そういった計画にのっとして私どもの津南病院を回復期・慢性期の医院ということで登録をさせていただいた方向性に誤りはなかったというように考えておるところであります。なお、現在 62 床の 1 病棟体制にさせていただいたわけがありますけれども、今日の入院患者は… —（病院事務長「38 名。」の声あり）— 38 名であります。62 名の病床の所で 38 名の入院患者であります。一般的な医療機関の病床稼働率は 80% を割り込むと、経営採算は絶対取れませんというのが常識的な考えでありますので、62 床をなんとか 50 床くらいまで入院患者にお出でいただくことができるとことで、病院あげてきつと懸命に努力を続けていただいておりますなかで 62 床に対して 38 床の稼働率ということになります。そうしたことが、114 床のときも病床稼働率は 50%内外を、もう 10 年、15 年ずっと推移しておりますね。そういうなかで病床数に比しての看護師さんは、議員も御案内のとおり足りないのですよ。だけれども、入院患者さんということで看護師数を算定すると、1 を超えておるわけですよね。現在、公立病院の中で看護師充足率が 1 を超えておる地方病院 — 県立病

院を除いてですよー それは、新潟市民病院1院だけであります。あとは、私どもの津南病院だけあります。そういったような状況というものを、これからも堅持させていただくなかで安定的な医療の供給ということを全うしてまいりたい、かように考えておるところであります。

(3番) 石田タマエ

1. それでは、通告に基づきまして、福祉住宅構想について伺います。

(1) はじめに、町営住宅について伺います。現在、町内には、美雪町、大船団地、正面、釜落しの4か所に町営住宅があります。このほかに子育て支援住宅が、各地域にはあります。これらはいずれも世帯用、同居家族がいることが条件となっていますが、障がい者・高齢者への配慮がなされた特例もあるところ です。選考方法は、選考委員の意見を聞いて、町長が入居を決定するとなっています。さて、御承知のとおり、障害者自立支援法並びに総合支援法により、障害をお持ちの方々が地域で生活ができる環境を整えていかなければならないことは、御案内のとおりです。地域で生活をするにあたっては、障害の程度によって様々ですが、軽度障害の方々にとっては、将来に向けて自立を目標に生活設計を立てていかなければなりません。現状は、御両親との同居であったり、御兄弟の御家族や親戚の家族の同居であったりと、様々です。障害福祉制度によるグループホームもその一つです。ごく軽度の方々でしたら、料理をしたり、洗濯・掃除をすることは、可能な方々も少なくありません。自立に向けて動き出すための大きな壁は、住宅です。年金収入を柱に、限られた収入の中から、衣・食・住を賄うことは、並大抵のことではありません。公共の住宅、すなわち町営住宅への入居が、まず一步を踏み出すためのステップだと私は考えます。このような状況から、障害をお持ちの方々は、御家族の御支援があって、今、緊急に住宅に困っているという状況ではないことが多いわけですが、将来への自立に向けての不安を抱えていることは現実です。現に、町営住宅の公募があるたびに申込みをしているけれども、毎回落とされているという方がおられます。また一方、御家族は、「今は一緒に住んでいられるけれども、自分たちがいなくなったら、この家に1人で住むことはできないんだ。今から住むところを見つけて、生活ができるようにしていかなければならない。」と焦りさえも感じている方がおられます。選考委員会並びに町長の御判断は、公平かつ緊急性を重視されておられると思いますが、これらの状況を十分に御理解いただき、町営住宅の入居選考時に、障害という一つの病の優先度を上げることはできないものか、伺います。

(2) 次に、今後の福祉住宅の必要性について伺います。高齢者が冬の雪との戦いや買い物等々毎日の生活に、不安や不自由を抱えておられる方が少なくありません。例えば、グループリビングのように、独立した生活に不安を抱える人たちが、互いに支え合いながら、一つ屋根の下で生活をし、地域支援サービスや福祉サービスを積極的に活用する生活が、これからの高齢者には必要だと考えます。また、障がい者についても、グループホームほどの縛りがなく、財政負担が軽いグループリビングや生活支援ハウスが必要だと考えますが、町長の見解を伺います。

壇上では以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

石田議員にお答えいたします。

まず、1番目、「町営住宅への入居条件で。障がい者の皆様に対しての優先度を上げることができないかどうか」というお尋ねであります。町営住宅には、美雪町と大船団地の一般町営住宅と、正面住宅団地の特定公共賃貸住宅、釜落しにあります定住促進公共住宅がありますが、通常、満室となっておりますので、退去者が出たときに入居者の募集を行なっております。募集は、広報紙と広報無線、町のホームページに載せて行い、入居申込者の面接聴き取り調査を行いまして、資格審査と選考は、3名の選考委員の意見を聞いて決定しているところであります。高齢者、障がい者、被災者などにつきましては、特に居住の安定を図る必要性が高いことから、特定入居者として優先度を上げ、同居親族の要件を不要とし、単身入居を可能といたしまして、入居者の選考をしております。附則といたしまして、障がい者のただ今の入居状況でありますけれども、大船団地・美雪町団地合わせて59世帯あるのでありますけれども、そのうち9人の障がい者の方が、現在、入居をいただいております、率にいたしますと、15%強の入居率という状況であります。

次に、「高齢者住宅と併せ障がい者も住める福祉住宅の考えについて」のお尋ねであります。現在、町内で障害をお持ちの方が入居できる住宅は、大船団地等の先ほど申し上げた町営住宅や平成24年3月に開所いたしました恵福園近くにあるグループホームの「すみれホーム」があります。住宅入居を希望している障がい者の方がどれくらいおられるのか、正確な数字を現在、把握していないところであり、今後、関係者の御協力をいただきながら、希望者の把握を行う予定にいたしております。その結果を基に障がい者の方の住環境の整備について、その必要性を検討してまいりたいと考えております。なお、高齢者住宅については、既存の施設等の活用も考慮するなかで現在検討中ではありますが、併せて障がい者の方も住める福祉住宅については、前述いたしましたように希望されている方の実態調査や財源面について検討を行い、今後、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

（3番）石田タマエ

今ほど、町長から御答弁をいただきました。面接、聴き取り、そして、3人の委員の方の結果ということでしたが、募集要項の中には、「最終的には町長が判断をする」というふうに入っています。そのなかで町長は、何を重点的に判断されていますか。

町長（上村憲司）

私が一番尊重して判断しておる基準は、選考委員会での決定ということについて、一番重要に考えて、判断をいたしております。

(3番) 石田タマエ

では、あえて…選考委員会が何を重点的にしているのかというのは分からないかと思うのですが、分りました。緊急性というのを最優先にされている状況ではないでしょうか。

町長 (上村憲司)

極めていろいろな選考経過の説明報告を伺いますと、極めて多岐に渡って判断をしておるなというように感じております。

(3番) 石田タマエ

今、町民からもいろいろな話があるわけですが、例えば、一さっきもちょっと誰かの話に出たようですが、若いうちは、結婚したてのうち、親と同居するよりも、一時ふたりで生活をしてというような方々が結構こういった町営住宅に入っておられるということも聞いております。それから、今、これは所得制限がありますけれども、所得だと年金が所得に入らないわけですね。年金収入が。そうすると、町民の方々は、「あそこは遺族年金をいっぱい貰ってらんだども、町営住宅に入ってるが。」というようなことも聞くわけなのですが、やはりこういった委員の方々の結果、町長がその次にそういった細部にわたっての判断を加えていただけていないでしょうか。

建設課長 (柳澤康義)

選考委員、その前に担当の職員が申し込みをされた現在の状況、収入の状況、家族の状況、そういった聴き取り調査をまとめまして、それを基にして選考委員会にかけて選考しておるといった状況でございます。入居の募集をかけて、1人を超えるような、申込みが1世帯のときに多数あったといった場合に選考されるわけです。その中で選考されるわけですので、例えば、収入要件月15万8,000円以内であればいいのですが、それを超えた収入超過者についても、一応、入居はできると謳ってございますが、そのときの選考申込みがあった方から選んだと考えると、そういったケースも収入に関しては出てきてしまうのかなと思っております。

(3番) 石田タマエ

収入・所得のことについて細かく言ってもしょうがないと思うのですが、建設課の判断は、今、所得制限で見えていますよね。所得と収入が違ってきますよね。そのところが、やはり住民の皆さんが平等性に首を傾げている部分も大きいと思うのです。今、実際に具体的に、それをお持ちの方々が、本当にここ2年くらいずっと一2年まではいかないかな一公募があるたびに応募をしているのだけれども、外される。今、住んでいらっしゃる御両親と同居しておられる、その御両親も、「なんとか将来的自立を目指して入らなければ、どこかで生活をする手立てを作っていかなきゃならない。」とおっしゃっているのですが、何度も申し込んでも外されるという状況があるのですが、そういう辺りの判断はどこでしているのでしょうか。本当にその人に向き合って、親身になって話を聞けるシステムになっているのでしょうか。

建設課長（柳澤康義）

障がい者という…私も以前、入居された方々のそれぞれの状況やらも見させていただいたなかで、何回か選考のほうにも立ち会い携わったこともございますが、毎回申し込んでおられる障がい者という方は、私の記憶にはないです。障がい者イコール特定入居者ということで、選考のときに、この人は単身でもOKですよ。高齢者であれ障がい者であれ、また、いろいろな方々を特定入居者として格付けを上げて選考しておるというところでございます。

（3番）石田タマエ

課長がその立場にいたときにはなかったかもしれませんが、少なくともここ4回、5回は同じ人がしているはずですよ。そういう現状にあります。本人は本当に困っているのですね。だから、私はたったその1人のためにとということではなくて、これからやはり障がい者は自立というものをしっかりと目標としていかなければならないなかにあって、当然、グループホームももちろんそうなのです。だけど、グループホームほど縛りがなくて、また、財政負担もそれほど多くなくて済む、自分で自立した生活ができる軽度の人たちというのが、今、非常にそういった住宅に苦慮しているのです。私とその本人から言われたことは、『今回、募集しているのは2階だから、あなたは2階は無理でしょう。』と言われました。』と。ある部分、窓口対応で本当にその人の話を真剣に聞ける…これは建設課の窓口いきなりそれを求めても難しいのかもしれないのですけれども、福祉保健課とのきちんとした連携のなかでそういったことはできないものなのでしょうか。

建設課長（柳澤康義）

入居される、申込みされるときに、当然、障がい者であって福祉保健課のほうからもあがってくるということもございます。そういった方については、状況も…いわゆる選考するよりも福祉保健課サイドのほうの方が状況がよく分かるといったことも考慮に入れながら、その方の特別な事情とか、そういった環境問題とか聞かせていただいて選考はしております。

（3番）石田タマエ

では、公募があったときに応募していき方が、実際にこういう方がいらした。そこで改めて福祉保健課と相談する体制に、今なっていますか。

建設課長（柳澤康義）

障がい者については、全部が全部、建設課の担当と福祉保健課の担当がツーツーで話しておくかと言われると、そこまで私は把握はできておりませんが、今後、障がい者のそういった入居を求めておる（方々）を迎えるなかで、これから先々減ることはない需用といいますかニーズというの（あり）、当然、続けていかなければならないと思っておるので、そういったことについては、これから話を密にしていきたいと思っております。

(3番) 石田タマエ

是非、そうしていただきたいと思います。ただ、現状はきつとたまたま住宅の要望が福祉保健課に行った、福祉保健課が建設課に「ないか。」と言った、建設課は「今、空がないからないよ。」と返事をした。恐らくそれで終わっているのが、現状だというふうに私は理解をしています。だけど本当に、今、親と一緒に生活はしているけれども、将来のことを考えたときになんとか。そして、そういったなかで年金収入が本当に収入の大きな柱になっている人たちです。なんとか住宅費を安くあげなければならないという状況のなかで町営住宅の公募があったたびに応募している人もいるということをしかりと見ていただいて、その人にきちんと向き合っていたいただきたい。「あなたは2階は無理でしょう。」と断られた現実があるのですけれども、やはりそういったところはもっときちんと向き合っていたいただきたいということを、今後、是非お願いをしたいと思います。

次に、今、子育て支援住宅だとか定住促進住宅、高齢者住宅というようなものがあるわけですが、津南町の町営住宅は、一応特例があるにしても、今、単身化というのが表向きにはないのです。町長に伺いますが、今後、こういったことも含めて津南町の中に単身者用というのは考える余地はないですか。

町長 (上村憲司)

言っている意味が分からないです。単身者用というのは、端的にワンルームマンションということですか。

(3番) 石田タマエ

十日町は、今、県営も含めて367世帯分あるのです。そのうちの約4割は単身可能なのです。1DKとか2DKとかで。同じ建物の中の幾つかは単身用というふうになっているのです。今後、高齢者・障がい者等々を見たときに、そういったものが私は必要だと。「特例で入れてやるよ」というのと、「単身用というのがあるから」というのと、やはり受け方が違うのですが、単身用という町営住宅が、今後必要だと思いませんか。

町長 (上村憲司)

そうですね、ニーズ調査を 一先ほど壇上で答弁しましたけれども 一行なって、数に限りのある住宅でありますから、できるだけ汎用性のある住宅のほうが良いのだろという思いはあるのですけれども、単身者用…うーん、なるほどねえ。障害をお持ちの方用ということですか。うーん、なるほどねえ。少し、まだ頭の中が整理できておりませんが、確かに、そういう方々が単身でお暮しになるために床面積ができるだけ少ないほうが掃除・管理等が楽であるというようなメリットはあるかもしれないですね。今、現実的に町営住宅を建設しようとしているところですが、そういった所では、単身者に限ることなく、世帯向けの住宅ということを経営のときの打合せ会では、私自身がそういう考え方だったのです。単身者用専門の町営住宅の必要性ということについて、少し考える時間をいただきたいと思います。

(3番) 石田タマエ

あえて私がそれが必要だと思うのは、さっきも申し上げましたように、『特例で』障がい者は単身でもいいですよ」とあるのと、「単身者用がある。ここが空いたから」と公募を出したときに、やはり堂々と応募ができると思うのですね。今の世帯用の大船団地、これから建て替えになるわけですが、当然、世帯用になっているのですが、例えば、その中の一部分を障がい者に限らず、高齢者・障がい者福祉住宅のようなフロアといいますか、そんなふうな位置付けにはできないものでしょうか。

町長 (上村憲司)

今度の大船団地の町営住宅の基本的なプランニングは、全世帯バリアフリー型、いわゆるフルフラットフロア的な発想で、障害をお持ちの方々も使いやすいということを前提に設計をさせておるところであります。もちろん、様々な要件の中でそう取れないという部分もあるには間違いないのですが、そういうバリアフリー型の住宅になるように設計の段階から細かく指示を出して、打合せをしながら進めていただいております。例えば、ガスコンロというのですか、ユニットがありますよね。ああいったものもガスを使えると同時に、一方で火を出すのが怖いという方には、電磁調理器を使えるようなコンセントの設置も行う等、非常にきめ細かい設計をしていただいております。

(3番) 石田タマエ

例えば、1階が空いたと、そういったときに、1階・2階のフロアは高齢者・障がい者が優先的に入居できるような福祉フロアというような位置付けにする考えは全くないですか。

町長 (上村憲司)

今ほど言ったとおり、全ての住宅にエレベータを設置するものですから、1階・2階ということではなくて、3階・4階でも、そういった障害の方々もお使いいただけるように、全てのフロアをフラットに、そういうような考えで計画をいたしております。1棟丸ごとバリアフリーの発想で造らせていただいておりますというように考えていただければと思います。

(3番) 石田タマエ

先ほど、私が壇上で「グループリビング」というお話をさせてもらったのですが、今、恵福園のあそこにある支援ハウスですか。それと似たような意味合いのものなのです。そういったものは今後、福祉住宅という意味でとても使い勝手の良いものだと思っています。それは、今の障がい者用のグループホームほど制約がなく、また、財政負担も少ないと思います。そういったものが、今後必要だと思いませんか。

町長 (上村憲司)

いわゆる俗な言葉で言うと、シェアハウスのような考え方を取り入れる、今、「高齢者住宅という

ときに、シェアハウスの発想はできないのか。」ということでケーススタディしていただいておりますけれども、今、ある意味、グループホームの「すみれホーム」は、そういった意味では、シェアハウスの一つの形態かなと思っております。そういったことの必要性というものは、私は強く感じて、「すみれホーム」を建設させていただいたところでもあります。当初は、あれほどいらぬという、逆に「そんなでっかいもの建てたって無駄になる。」という声が相当強かったのですけれども、今はフルでお使いをいただけておるということで、まだあーいったかたちのものが必要かどうか、先ほど壇上で申し上げたようにニーズ調査をしたいと思っております。あれは当初、建設をしようというときは、確か御希望の方が1人か2人だったのですよ。今、6部屋あるわけですけれど、「そんなにいっぱい造ってどうするす気だ。」というような声もあったのですけれども、やはりあーやってみると満室で入居していただいておりますものから、ニーズ調査ということが先になるのだろうというように思っております。必要性については認知しているから、その建設を行わせていただいたものであります。

(3番) 石田タマエ

行政がニーズ調査をいつ始めるのか分かりませんが、今、町内では、障害事業者並びにそれぞれの団体の皆さんの集まりの会があって、そこでニーズ調査を始めているところです。そういったことで、グループホームに関しては自主的にそういったことも今始めてはいるのです。もちろん、グループホームもそういったことで、今、途中経過では、津南町に入れなくて十日町のグループホームを使っているという方も何人もいらっしゃいましたし、必要なんだという状況の方もいらっしゃいました。ただ、やはり「今、緊急に」という表現がなかなか付けられないというか、将来、親が何かのときにはどうしてもそこに入れてもらわなければならないとか。そういったことで、行政の判断としては、緊急性がないだろうという判断をついいろいろところでされるのだと思うのですけれども、障害をお持ちの方々って将来の不安というものを抱えているなかで、今、自立に向けての準備をしなければならないというところを、やはりその「緊急性」という言葉ばかりで行政が判断をしないで、その辺を理解していただきたいと思っておりますが、この辺は町長、同感していただけますか。

町長 (上村憲司)

特に緊急性ということのみを判断材料の主眼に置いているという気持ちはございません。今ほども申し上げたように、恵福園前の「すみれホーム」も、緊急性ということであれば6室造らなかつたわけでもありますので、将来的なニーズの予想等々を考えたらうえで、当初、調査をしたときは、お1人、2人の御利用の御希望だったのですけれども、6室を構えさせていただいた経過があるわけあります。そうしたことの判断というものは、適切に行ってまいりたいと、かように考えております。決して、緊急性のみを、そうした必要性の唯一の判断基準に据えておるというような考えは持っておりません。

(3番) 石田タマエ

グループホームについては分かりました。ニーズ調査の結果、お願いをしたいと思っていま

す。あと、私が今回、特に提言したいのは、グループホームほど制約されない、けれども、しっかりと自分の身の回りのことくらいはできるという方々の住まいが、私はやはり必要だと思っているのです。それは、そういった制度の括りのなかで縛りのあるものではなくて、もっと一般生活と同じ、一般住宅と同じような住宅が必要だと思っているのですが、町長、それはやはりニーズ調査をしないと分かりませんか。町長の見解を伺いたいのですが。

町長（上村憲司）

今、頭の中で、議員がどのような住宅をお求めなのかというのが、今一つイメージできないのですが、先ほどから言っているそういった方々のシェアハウスのようなものということなのか。当然、管理人等々を置いて、食事の提供は御自分でなされて。今、高齢者でそういったコミュニティ的なものを…引きこもりにならないようにするために、御高齢者向けのシェアハウスという構想が必要なのではないかということで、今、検討していただいているところですが、そういう中にそういった方を混住させるというようなことでも、議員としてはどのようにイメージしておられますか。どうしても、障がい者の方だけの専用のシェアハウスが必要だということですか。

（3番）石田タマエ

私は、高齢者と障がい者一緒に良いと思います。これは、ちょっと言葉をどうのこうのではないのですが、シェアハウスという表現をすると、例えば、若い人たちでも、それぞれ皆血縁関係ではない人たちが一つ屋根の下に暮らして、それぞれのプライバシーは保ちながら共同で生活するというものがあると思うのです。同じ意味合いなのだと思います。このグループリビングというのは北欧で始まったもので、障がい者・高齢者というのをある程度中心に考えているものです。やはり1人での生活が不安だ、困難だという方々が、こういった一つ屋根の下で生活することで、安心して生活ができる。そのなかでいろんな支援サービスを有効に活用しながら、その人らしく住み慣れた地域で生活をするという意味のもので、全くそれは今後の高齢者、また障がい者の生活にぴったりのものだと思って、私は是非これを提案したいと思っているのですが、どうでしょうか。

町長（上村憲司）

きっと、今現在検討して、先ほどから言っているシェアハウスの構想そのものが、全く今、議員がおっしゃったそういったコンセプトに基づいて検討が行われているというように私は理解しておるところでありますけれども、それらにもっと新しい要素というものがあつたほうが良いというようなことがあつたら、是非また当該課のほうへ教えていただければ有り難いと思っております。

（3番）石田タマエ

今、前向きに検討しておられるということですので、是非、そこに期待をしたいところなのですが、何年も検討で終わらないで結論付けていただきたいことをお願いし、終わります。

議長（草津 進）

20 分間休憩いたします。

—（午後 2 時 39 分）—

—（休憩）—

会議を再会いたします。

—（午後 2 時 59 分）—

（5 番）恩田 稔

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、過去 2 回、この空き家問題につきまして取り上げました。1 回目は、平成 24 年の 6 月定例会。津南町にも既にそのとき「空き家が 300 軒以上ある。なんとかしなければならぬんじゃないですか。」ということを御指摘をいたしました。さらに、「高齢者も相当あることを考えれば、何らかの対策が必要である。」と申し上げました。2 回目は、今年度の 3 月議会。「移住・定住を推進しているには、空き家バンクへの登録が非常に少ないのではないか。」との質問に、「28 年度、空き家調査をする。」との答弁でありましたので、改めてお伺いいたします。

1. 空き家の問題は地方ばかりでなく、日本全体の大きな社会問題であります。津南町でも毎年増加していると思っています。基本的には、所有者が責任も持って管理すべきことですが、様々な理由から簡単に解決できないのが実態ではないでしょうか。しかし、このまま手をこまねてはいられない状況だと思います。先に示されました「津南町総合戦略」にも、空き家を移住推進に利活用する施策が掲げられてあり、積極的な取組を期待するものです。具体的にはどのように進めていくか、お考えをお聞きします。

（1）解体の推進に対する支援。

（2）移住を推進する情報発信力について。

（3）空き家バンクの進め方について。

（4）インターンシップや地域おこし協力隊の受入れ人材育成について。

（5）シェアハウス、ゲストハウスについて。

どのようにお考えか、お聞きいたします。

壇上では以上です。

議長（草津 進）

答弁を求めます。

町長（上村憲司）

恩田議員にお答えいたします。

まず、1 点目、「空き家対策の解体の推進について」のお尋ねであります。解体の推進に対する支援であります。国土交通省所管の空き家再生等推進事業があり、これは、居住環境の整備改善を図るため不良住宅・空き家住宅の除去を行うときや空き家を交流施設等に活用するときなどに国が補助する制度であります。様々な要件があり、余り活用されていないのが実態

であります。一方で、「空き家を放置しておけば、最後は行政が面倒を見てくれる。」という風潮になることも懸念され、今のところ町の単独補助等は考えておりません。空き家の解体については、基本的には所有者が責任を負うわけではありますが、解体の費用圧縮について何か仕組みづくりができないか、研究を進めてまいりたいと考えております。また、町村会を通じ、国・県に対し町村の空き家対策に要する費用、特に、行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講ずることを強く要望しておるところであります。

次に、「移住を推進する情報発信の在り方について」であります。今年度行う空き家調査では、できる限りその物件の詳しい情報、状態、家主の意向など、移住希望者が欲しい情報を収集することに努めるとともに、魅力を感じてもらえるような発信方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、「空き家バンクの進め方について」であります。現在、空き家バンクに登録されている物件は、賃貸・売却合わせて16軒あります。今年度行う空き家調査の結果を踏まえ、移住希望者の求める情報を分かりやすく提供できるようホームページの改修を行い、併せて家主とも協議を行い、お試し体験できる空き家を増やし、体験入居を通じ、津南の良さを感じてもらう環境づくりに取り組みたいと考えております。

次に、「インターンシップや地域おこし協力隊の人材育成について」のお尋ねであります。地域おこし協力隊の受入れそのものがゴールではないと考えます。その地域を多くの人に知ってもらい、そこで暮らす人を知ってもらうことが大切であります。人の行き来が活発になると、そこに新しい風が吹き込みます。それには、地域の人たちとインターン生や地域おこし協力隊を結び付けるコーディネーター的な役割を持った人材の育成が重要です。ほかの地域では、地域おこし協力隊員同士のネットワークづくりや情報交換、スキルアップとなる研修会の企画・運営等、活動を充実させるためのコーディネーターを募集し置いている所もあり、ヒントになるのではないかと考えております。また、コーディネーターは、地域の人が担ってもよいものであり、地域の皆さんが、こういう役割について研修や視察をし、自己啓発をしたいとのことであれば、町の人材育成事業補助金を活用し、支援してまいりたいと考えております。

次に、「シェアハウス、ゲストハウスについて、どのような考えか」というお尋ねであります。近年、外国人旅行者が大幅に伸び、比較的安価に長期滞在できることやいろんな人と交流ができるなど、シェアハウスやゲストハウスの需要があると聞いております。一般的な一戸建て住宅をそのように利用することも可能とは考えますが、家主の意向、管理方法、需要動向等を調査しながら検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

(5番) 恩田 稔

まず、1番のほうなのですけれども、なかなか個人のものでありますので、難しいのは確かに難しいとは思いますが、今年、調査をするというお話でしたけれども、具体的には、今年中にその結論を出すくらいのお考えなのかどうか、最初にお聞きします。

総務課長（根津和博）

前回、空き家の実態調査をしたのが、平成20年でございました。それから8年経っております。空き家の状態もかなり変わってきているのではないかと考えております。前回、皆さんの農作業が終了した頃の10月・11月頃に空き家調査を実施しております。一応、今年もそこら辺で行いたいと考えております。職員総出、あとは集落の総代さん等に協力を仰ぎながら、今年度中にデータベース化をしていきたいと思っております。

（5番）恩田 稔

前回もそうですけれども、私が空き家の調査は本当に急いでやるべきだと思うのは、いろいろ今、津南町にも住みたいという人も、あるいはインターンシップで来たいという人もいなくはないのですよね。だけど、では住めるところがあるかという、これがまたなかなかないのが現状だと思うのです。ですから、調査ということについては、今ほど、所有者の考えとか外観なり、そういったものを調査の対象にするというお話でした。今日の1番議員の質問にも出ましたけれど、高齢者の一人暮らし・二人暮らし、極端に言えば3分の1はそういうものなわけですから、10年後なんていうとかなりの量になるのではないかと思うのですけれども。そういうふうな先を見たときに、津南町としたら、空き家を要はどういうふうにしたいということですか。仮に今の倍くらいに増えたときに、どういったふうなかたちで空き家をなくするのか、活用するのか。総合的なものもあるでしょうけれども。例えば、古いものは壊さなくちゃいけないとか、あるいは、使えるものは使うと、そういったことを考えたときには、町全体としたら、どんなふうな分け方といいますか、かたちとしていきたいですか。

町長（上村憲司）

非常に難しいと思うのですが、どうお答えすることが、質問の意図に沿った答えになるのかなのですが、要は個人の所有物なのですよね。町がどうしたいという前に個人の所有者の方がどうしたいかということが、まずあるのだと思っております。さらに加えて、いくら個人が「活用していただきたい。」と言っても、なかなか地形的に構造的に活用できない物件等々も当然あるだろうというように思っておりますし、所有者は「活用してほしくないんだ。」と言っておっても、行政から見ると「あれなんとか使わせていただけたらなあ。」と思うような物件もあるのだと思います。それぞれケースバイケースで時代の流れ、あるいはニーズ、そうしたものを総体的に見ながら判断していく以外ないことだと思っておりますけれども、そういうなかで概してこれから好まれるだろうと思う物件というのは、日本的な色合いというか、そうしたものを持っている物件。極端な言い方をすれば、古い家屋の改修したもの、そういったものが好まれる時代に入って行くのだからもしれないですね。もう一方で、先ほど、石田議員と議論しておったように、私どもの町として必要なもの。例えば、シェアハウスでありゲストハウスであり、若い人たちが新規就農者として来たときの住宅ということで提供される、そういうようなものというのもあるだろうと思っておりますし、喫緊的には、来月から「マウンテンパーク津南」に入って来られる「(有) イングリッシュアドベンチャー」の指導員の皆様方の移住先というか、そうしたものの確保等々も懸命に考えていかなければならないというように思っております。

ところであります。

(5番) 恩田 稔

ちょっと項目が1番から5番のうち前後してしまうかもしれないので、申し訳ないのですけれども。空き家、確かに外観から見れば家は空いています。外観から見れば誰も住んでいない。しかし、例えば、高齢者の一人暮らしでたまたま施設に入って空いている。あるいは、住民票はなくても、孫とか子どもが1年に1回か2回来るとかね。あるいは、住むつもりはないけれども、仏壇が置いてあって動かさないとか。もう一つは、将来住むかもしれない。要するに、こういったものをどういうふうにかだと思ふのです。これを空き家と見るのか、空き家と見ないのかというのも、これは定義が必要なかもしれないですけれどもね。でも、例えば、壊したいのだけれども、解体費用がなくてできない。あるいは、固定資産税が当然6倍になるわけですよ。こういったところを、あとから言った二つくらいは、何か…基本的には私は、住まなくなったら壊すのが一番良いと思っているのですよ。昔は、そういう地域も申合せであって、「出るんだったら、家は壊して出てください。」というような所もあったわけですよ。最終的に困るのは近所なわけですよ。前段の四つについては、どういった活用というのは、あとでお話させてもらいますけれども、要するに、壊したいのだけれども、費用の分とか固定資産税とか、ここら辺については、確かに不公平とか個人のものということでは分かりますけれども、最終的に行政代執行なりといったって、実際にそこからあとで請求してお金を貰えるかといったら貰えない部分もいっぱいあるわけですよ。そういったことを考えれば、こういったことを思っている人には、何かしらそういったことを協力しながら、むしろ壊してもらおうというほうに進めたほうがいいのではないかと思うのです。私もいろいろ空き家を探したりということをしましたけれども、基本的には、一確かに町長のおっしゃるように、日本的な外観とかそういうものもあるかもしれませんが—物凄く古い、あるいは下水道が入っていないというのは、なかなか利活用というのは、私は厳しいのかなと思うのです。固定資産税、これも当然、国の制度ですけれども、入って来るのは多分町だと思ふし、別に固定資産税が減るわけでもないわけですよ。今までと同じようにすればいいわけですから。こういったところって、ほかには前例がないのかもしれませんが、少し考えたほうがいかがかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

税務町民課長 (上村栄一)

今ほどの恩田議員の御質問でございますが、固定資産税につきましては、古い家屋には、一応、耐用年数があるわけでございます。最低二十何年経過すれば、残存価格というのがありまして、それに対して—それより下がることはないのですけれども—一応、税金が掛かるといふ実体がございます。例えば、危険家屋。例に出してみますと、外壁が剥げてきたとか、屋根が損傷してきたとか、家屋によって様々な状態が起きてくるというのが実態であるかと思ひます。私どもは常にそういった建物については、「どこどこの集落にどういった危ない建物がある」というのを常に把握しておりまして、損傷具合を毎年雪が消えた春の時期になると見えて、写真を撮って来たりして把握しているような状況がございます。そうしたところで、固定

資産税に関しては、例えば、損耗の減点を用いて、多少なりとも税金を安くすると制度的にはなっております。今の時点では、そのような対応をさせていただいているというところでございます。

(5番) 恩田 稔

空き家というなかで私たちが心配するのは、いなくなったあと、例えば、「家がちょっとアレだから、なんとかしてくれ。」と言える先が分からなくなるのが一番困るのですよね。そういったことまで調査対象の中に(入っていて)、そういったことまできちんと調査していただけるということでしょうか。

総務課長(根津和博)

前回の空き家調査においても、管理している方、所有者の方、分かる範囲で調査させていただきました。今回、空き家対策の推進に関する特別措置法ができたことにより、空き家については、固定資産税台帳等の閲覧も可能でございます。そこら辺で、納税している方は誰かというような所有者情報の把握も可能になりましたので、できる限りそういう所有者情報を把握するなかで調査のほうも所有者・管理者の把握までやっていければと思っています。

(5番) 恩田 稔

解体してほしいというようなことになった場合には、そういったところがはっきりしていれば、またそれは話しはできるということで分かりました。今、空き家バンク、先ほども町長が合計15件というお話で、私も確認はしているのですけれども、空き家バンクの登録も少ないというのも、当然問題だと思うのですけれども、例えば、「津南町に行ってみようかな。」、あるいは、「試しに住んでみようかな。」という人が最初に見るのは、やはり津南町のホームページだと思うのですよ。ホームページを観て、津南町のホームページであると、「いなか暮らし」という所に入って行くわけですが、そうすると、「移住推進協議会」のページが出てくるのです。皆さん観ていただいているかと思うのですけれども、これが非常に情報がないのですよ。その中にあるものを少し紹介しますけれども、移住体験ハウスが1、賃貸4、売買11という、これはもしかしたらめちゃくちゃ少ない数字ではないのかもしれないのですけれども、まず、初めから家を買って住もうというのは、なかなか厳しいです。やはり最初は、とりあえず行って見て、少し住んでみようかというときには、やはり賃貸ですよね。それがもっと欲しいと思いますし、そのページをずっといろいろ見てみますと、例えば、先輩移住者の声というのも出てくるのです。だけど、ここは明らかに若者向けではないのですよ。今の国や県が進めているものとは、私はずれていると思っています。今、載っている先輩の声が駄目だという意味ではないのだけれど、もう少し若い人…津南町に若い人は来ているのですよね。そういう人の声が生で絶えず出るようなことをもっとやっていかないと。それが一番のPRだと私は思うのですよ。そういったことが、まずないのですよね。「ハウマッチ生活費」というのがあるのです。これを皆さんが見たかどうか分かりませんが、ここに紹介してあるのは、「借家の場合、場所や大きさ、築年数により大きな幅がありますが、アパートなどよりも安価に借りられる場合が多く、家庭菜

園ができる畑付きのものもあります。4万から7万円。アパートの場合、屋根の雪下ろしや駐車場の除雪など自分で雪の心配をしなくてもよい手軽さも魅力のアパートも値段に差はありますが、車1台の駐車スペース付きで5万円から5万5,000円。」となってらんです。さっきから、シェアハウスとか町長もおっしゃいましたけれど、これを見て、お試しで来る人が、若い人が、津南町を選ぶかと言ったら私は無理だと思いますよ。もっと手軽に来るようなことをもっと宣伝していかなくてはいけないと思うのですけれど、いかがですか。

地域振興課長（江村善文）

御指摘は大変重く受け止めております。これを始めた当初は、団塊の世代の方の移住・定住（注目され）、全国でそういう人を取り込んでいこうというようなところの出だしの取組として、この空き家バンクを登録するようにしたという経過がありまして、その部分から時代が変わってきているにもかかわらず、ホームページのほうは今の時代のニーズに合った情報提供とか、そういうふうな改修等を余り考えていなかったのが、今御指摘されている大きな原因だと思っております。今の情報として提供している部分も、一般的なアパートの情報としてただ上げているというようなかたちの作りになっておりまして、私もこの3月の話を聞いたうえで、「すぐに最低でも写真だけでも、もうちょっと全景が映ったり、『ああ、ここに行ってみたいな。』というような写真に差替えてくれ。」という指示をしまして、若干の写真の差替えだけはさせてもらったのですが、今年、空き家住宅の調査をするということで、その情報を今度は入れたなかで、うちのほうで把握している空き家の情報の中で、もっと見た人が「行ってみようかな。」と興味を持てるようなフォーム等を考えていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

（5番）恩田 稔

その点については、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。それで、その空き家バンク制度は、もしかしたらそんなに浸透していないのかもしれないのですが、これから人がどんどん減ってくる、あるいは若い人もなかなか自分で新しい家を造るということも、恐らく昔の自分たちの若いときよりはるかに難しくなってくる。先ほどもいろいろアパートの話であり、いろんな家の話が出ましたけれども、使えないものは使えないとしても、もう少し町として、その空き家を利用しようという、そういったことが言葉上では出るのだけれども、取組として本当に何かもうひとつではないかなと思うのです。もちろん、ここに住んでいる町民の皆さんもそうですし、所有者でありここに住んでいない調査対象の人もそうかもしれませんけれども、そういう人たちに、これから若い人たちをどんどん受け入れるためにも、町としてもっと利活用を具体的なスペックとして取り組むべきだと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

町長（上村憲司）

おっしゃるとおりだろうと思ひますね。非常に今、そう言いながら次に言う言葉がちょっと反対のことを言うので、お許しをあらかじめ、怒らないようお願いしておきますけれども、

行政の財源の使い道、執行の在り方、そういったときに、同じようなことでやったという前例があるわけですよね。それが今現在、複数棟空いておるといようなときに、また更に同じ事業を広めるということが極めて慎重になるというのがございます。ただ、その今空いておるとい所が、果たして利用者のニーズということに合ったところで空いておるのかどうかという、これはまた別なのですよね。利用者のニーズというのが、那邊に合ったものがあるのかというのが私どもには分からないわけでありまして、その辺が非常に難しいのでありますが、もっといろんな…今、そうでないのも入っていないので、なかなかこれ以上増やすということが財政出動的に厳しい状況にあることは現実なのでありますけれども、一方で、先ほど来申しておるように、一戸建てというものを必要とするニーズというのと、シェアハウスのようなものに入りたいというニーズと、また別なものがあるのではないかというように思いを昨年くらいからしております。今年度の中でそういったケーススタディ、いわゆるシェアハウスとして既存の空き家を活用するような方向性について、今、いろいろなケースについて検討しておるところですけれども、いろいろなそういうタイプのものを、品揃えというか取り揃えておくということも必要なのだろうというように思っております。それは一方で、町外からお出でになられるよそ様のためのものだけであってはならないのだろうというようにも思っております。町内にお住いの若い人たち、あるいは御高齢の方、そういう人たちもお使いになっていただくことができる。そういうような空き家の再利用の検討ということを、現在取り組んでおるところであります。ただ、それが私どもの思いというのと、家主 一持ち主さんですね— その意見が一致するかどうかというのは、また別なのですよね。だから、まだまだいろいろ考えていかなければならないことはいっぱいあると思うのです。いろいろ考えてまいりたいと考えておるところであります。

(5番) 恩田 稔

町長の答弁でも本当に分かりますし、ただ、私が今言ったのは、お試し住宅をいっぱい造ってくれという意味ではないのですよ。先ほど言いましたけれども、要するに、将来住むかもしれないとか、仏壇が置いてあってとか、そういった方に津南町としては、これから「この家はまだもったいないので、例えば、町に寄付してくれ。」と言うのはどうですか。

町長 (上村憲司)

お断りさせてもらっております。非常に申込みはいっぱいいただいております。

(5番) 恩田 稔

いや、そう言われちゃうとアレなのですけれど。でも、教員住宅の改修がありましたよね。これは、子育て支援住宅で、皆さん喜んで入ってもらっていますよね。そういうふうにと考えたら、別に「特別、空き家だからどうこう」という…使えるのではないかと私は思うのですよね。ではそれから、今年、津南町の総合戦略の中にも、かなりいわゆる空き家を利用しようといったようなことが掲げられておりますよね。例えば、サテライトオフィス。こちら辺だっただけに非常に良い政策だと私は思います。別にここで IT の仕事をしながら、ある程度、半分なりの

収入を得ればやっていけるとか、そういうものもあるでしょうし、あるいは、空き家住宅を希望する者には、住宅改修の補助を100万円以上の工事に対して3分の1、上限100万円補助と。これは、残念ながらこの概要版には書いていませんけれど、恐らくこの前程となる案の中にはそういうふうなことが具体的な数字で書かれていますけれどね。こういったものが本当に移住・定住を推進する所に出てくれば、私は随分違うと思うのですけれども、ここら辺の部分については、一まだできたばかりなのですから、例えば、今年の補正（予算）でやれるくらいのお考えはあるのですか。

町長（上村憲司）

今年やれるかどうかと言うとですね、長期でありますから、そこに書いてあることを即刻全部取り組むというところにまで財源がなかなか追いつかないというのが、率直な思いなのでありますけれども、その空き家をどうするかという検討するグループが、様々な考え方を出していただいて、その中からできることから取り組んでまいりたいというように考えておるところであります。どういう方々から入っていただくか。本当にこういった場で言っているのかどうかも分からないですけれども、ただ数が揃えばそれでいいというようなことでは絶対ないのだと思うのです。地域づくりというのは。まして、人口1万人という私どもの純朴な町でありますから、そういった意味においては、例えば、農業でお出でになる方々の選考というのは、恐らく全県で一番厳しくやっておる町だと思っております。それであるがゆえに、恐らく全国でも有数の定着率を示しておる町でもあります。ただ単に、数がその都度揃えばいいというようなことではなくて、本当に営農というものを志していただいて、将来的にしっかりとここに根を張っていただくに足る人材であるという見極めを付けたなかで新規就農者を受入れておるというようなことを、ずっと続けてきておるところでありますけれども、そういうような姿勢というのは、これからも必要なのだろうというような思いしております。したがって、津南へそういったことでお入りになる方も、是非、そういった一つの志というものをお持ちの方々、津南というものを一緒に育て、築いていこうというような志をお持ちの方々にお出でいただければ一番有り難いというように思っておるところであります。したがって、今般、先ほども申し上げた新規事業ということで津南に本社を構え、また、津南に籍を移してやられるというようなことをおっしゃっておいでの新規参入事業者がおるわけでありましてけれども、そういった方にも、そのことについては、十分私どもの意図するところをお伝え申し上げておるところであります。

（5番）恩田 稔

私も、「ただどんな人でも来ればいい」という話をしているわけではありません。例えば、新規就農者になれる方だって、地域おこし協力隊の経験があったり、あるいは、インターンシップの経験があったりする方が非常に多くなっていますよね。私は、「海外の人でもなんでもいっぱい人が来ればいい」ということは、もちろん思っていない。ただ、それにしてもとにかく人の問題。とにかく、小さい集落というような所というのは、これは絶対数が間違いなく今でも不足をしてくているのです、現実が。そういうなかで、1人でも2人でも、一それは何

百人も来ればいいという話ではないと思いますけれども— 例えば、本当に30軒や40軒の集落だったら、2人も来れば随分村は変わりますよ。そういったことをやるべきだと。町としてお金を掛けるということよりも、要するに、これだけ空き家が空いているのだから、所有者の方にもできるだけ津南町のこれからの町づくりみたいなところに御理解をしてもらえるような、そういったふうな町長の思いなり、そういったものをやはり伝えていってほしいのです。調査にあたって、そういったことはどうですか。さっき、「寄附してください。」というのは、ちょっと極論でしたかもしれませんが、「そういったことに御協力願えませんか。」と。それはもちろん、行政に全てをお願いするつもりももちろんないですけれども、そこら辺が結局、いわゆる受入れ側の人材の育成になってくるのだと私は思うのです。たまたま今、三箇のほうに協力隊が1名いますけれど、本当に頑張っていると思いますよ、私は。もしかしたらちょうどいい数なのかもしれませんが、恐らく地域の中で協力隊の顔を知らない人はいないし、協力隊のほうも、恐らく地域の方の名前までは覚えなくても、「ああ、この方は自分の地区の人なんだな。」ということは、まず分かっていると思います。いろんな事業にも出たり、いろんな寄合にも出たり。出れば、そういうときの会話の中には、やはりここに住んでいない、いわゆる都会の人の目から見た話をするわけですね。私たちが今行っている交流についてもそうですけれども、自分たちが発信できる部分のところと、全くそうではない部分で発信をしてくれるわけですね。だから、「3年後にここに住み続けなければ意味がないんじゃないか。」というような意見もあるかと思いますが、私はそうではないと思っています。3年でもいてくれるというのは、大変有り難いことですね。たまたま、まだ今は自分の所にしかいないので、あえて皆さんにお話したいのですが、もっともっとやはりこういったことを入れるべきなのだと私は思うのです。ですから、それにはこちら側の体制、いわゆる中に入ってくれる人とか、あるいは振興協議会の中でも、ある程度困ったときに面倒見てくれる人、そういった人をやはり育成していかななくては、なかなか難しいのだと思うのです。併せて、そういう人たちが来たときに、パッと住めるような。実際、今回、去年もそうですけれど、なかなか家が見つからない。そういうのが、現状なわけですね。そういったところを町としてもう少しやってほしいと思うのです。私が、「利用価値がある、そういったものを、なんと町として対応できないか。」と言うのは、金を出すだけではなくて、例えば、— 一ちょっと話がずれて、すみませんけれども— 先ほど町長が「空いている。」と言いましたけれども、空いている理由は、なんで空いているかということに関しては、どんなふうに評価されているのでしょうか。造ったけど、入れない。

町長（上村憲司）

現在空いておるお試し住宅は、私どもの推測の範囲でありますけれども、若干地理的な条件が悪いというようなこと。もう1点は、大きすぎるというようなこと。それから、冬期間の雪の始末が非常に骨が折れるというようなこと等々推測をいたしておるところであります。非常に日当たりですとか、あるいは住宅の機能性でありますとか、交通の便利さですとか、そういったニーズ。来たいという方のニーズも結構それなりに高いものがあるというように思っております。そうしたなかで、家が大きすぎるというのが結構重いみたいですね。こっちの住宅は

皆大きいものですから、そういったものが大きいのかなと言うように思います。それともう1点、空き家であるかどうかという判断が非常に難しいと議員はおっしゃいましたが、いわゆる中の荷物が、そのお宅でももう使い道がないのでありますけれど、まだ荷物がいっぱい入っているという空き家が90%以上です。そういったものをどうするか。「それを全部処分してくれれば、使ってくれていいぜ。」と言うような話もいっぱいございます。そうしたものはたしてお受けすることがいいのかどうか、非常に行政負担費が掛かるものですから、そうしたものを整備したうえで、なおかつ都会の方が機能的な面で欲求する、そうした住宅にリフォームするということは、結構お金が掛かることでありまして、そうしたことを財政面等々から総合的に考えて検討してまいりたいと、かように考えておるところであります。

(5番) 恩田 稔

大きい小さいはもちろんあると思いますし、シェアハウスであれば大きくてもいいわけですし。ただ、その今のお試し住宅がなかなか人が入らない理由というのが、そこまではっきり分かる(ほど)明確になって。私もそうだと思うのですよ。だったら、ほかの所、もっと良い所に、一つ、二つは造れば、インターンシップの人だっていいのではないですか。そこに造ったというのが、もしかしたらちょっと違ったのかなという気はするのですけれど。今、シェアハウスの話が出たのですけれども、こんな所にも、いわゆるゲストハウスを造りたいという話が来ているのですよ。私もどういふふうに対応するか、今、非常に悩んでいるのですけれどね。要するに、こういう所にも来たいという人はいるのですよ。それを、どうやってこっちで受け止められるかということ、もう少し…。もちろん分かるのですよ。お金の部分、予算、分かれますよ。分かりますけれど、そういったところをやることによって、税収を上げるというような方向に進んでいかなければ、なかなか厳しいのではないかと思うのですけれども。先ほどもちょっとシェアハウスの話が出ましたけれど、こちら辺については、特に行政的には、集落なりその近所が「いいんじゃないの。」ということであれば、別に行政のほうとしてはノータッチといいますか、余り関わらなくても何の問題もなくしていいものなのですか。申し訳ありません。質問が悪くて。行政での規制みたいなものはないというふうに考えていいのですか。消防法とか。

町長(上村憲司)

質問の受け止め方がもし違っておったら…外から、例えば、恩田議員の集落に来て、恩田議員の隣の家を借りて住みたいという人がいたときに、それを受け入れるということについて行政上の制約があるかないか、ということについてのお尋ねでありますか。全くありません。

(5番) 恩田 稔

当然、消防法とか、あるいは旅館法とかそういうものに引っ掛からないのですかね、ゲストハウスと違って。でも、要するに、そういったことというのは、空き家を活用するには、やはりいろんなことをやるしかないのだと思うのですよ。ちょっと同じような話になってしまいますけれども、インターン受入れとか地域おこし協力隊とか、あるいはそうではない普通の一般

の人がネットを見て来るとか、そういったいろいろな人たちを受け入れないと、空き家の利活用はなかなかうまくいかない。空き家の活用も、基本的には個人のものだから、そう簡単ではないにしても、町としてできるだけ、その所有者に対して協力してもらうようなことというのは、是非進めてもらいたいと思いますし、そういう地域おこし協力隊なりインターンなり、受入れもそうですが、要するにここに関わってくれる人だと思っております。だから、さっきのお試し住宅だって、一般的に地域おこし協力隊なりインターンシップなりお試しで来る人って、多分、地域の人との関わりみたいなものを期待して来ている人も、私はいると思っております。だから、アパートみたいにポンと貸せるのではなくて、ここに住んだ人と、この周りにいる人たちがいろいろ面倒を見たりしながら、というようなものを出していかないと。そういうところがちょっと違うのではないかと思うのですけれど、そんなふうにお考えになりませんか。

町長（上村憲司）

ニワトリが先か卵が先かという話と同じようなことだと思うのですけれど、まずは、そういった方々がお出でいただいて、一どう言ったらいいのですかねー 居付いてくれるかどうか、そういったものがありますよね。全く見込みがないときに「受け入れ態勢の住宅だけ整備しておきますよ」というようなこともどうかなという思いもいたしております。現実には、そういった方々がお出でになったときに、町がすぐ御提供できる住宅というのは複数有しております。ただ、今、恩田議員の集落にそういった方々を受入れたいから、それぞれの集落に全部用意できるかといったら、そんなことは全くできっこないことでありますけれど、「そういった受入れの住宅というものを町が提供することができない状態なのか。」と言われたら、「そうではない。」とすることができるといように思っております。これは、災害時の対応等々も含めて、そういった町が緊急時に使用できるような住宅の確保というは、常に、不断に考えておるマターの一つでありますので、そうしたことは十分に対応ができようというように思っております。また、そういう御希望の方々をいろいろなかたちで、懸命に今、募集を続けておるところでありますけれども、なかなかマッチングがうまくできないというのも現実としてございます。難しいものだなと思っておりますけれども。そういう人たちの、協力隊の受入れということも、常時行っておるところでありますし、また、空き家の改修というような、モデルハウスの借りてもいいですよというようなことも、受付はいつでも御相談の窓口は空けております。ただ、これもまた言っていることどうか難しいのでありますけれども、どんな住宅でも受け入れられるかという、そうではないのですよね。極端に住宅のリフォームに費用が掛かるといのがはっきり分かるような住宅は、「貸してもいいよ。好きにしてください。」と言われても、なかなかお引き受けしかねるという住宅も確かにあります。そういった需要と供給のマッチングということを総合的に考えながら進めていくということに尽きようかなと思っておりますけれども、議員がおっしゃりたい思いというのは、しっかりと持っておるつもりでありますので、許す範囲でそうした取組を行ってまいりたいと、かように考えておるところであります。

（５番）恩田 稔

最後にもう一つだけお聞きしたいのですけれど、先ほど、家の中にいないものがあるのが

90%というお話でしたけれどね。でも、これって本当に最後はどうするのが一番良いのでしょうかね、町長。

町長（上村憲司）

今ずっと私どもは、民間の話をしていますよね。民間だけではないのですよ。公共の施設もどんどんそういうものが出てくるのです。今、国のほうに散々掛け合って、ようやく公共の不要な建築物の解体について、お金の貸し出しの、いわゆる起債額というものだけは認めますよというのを、今年やっと国がなってくれました。そうじゃないよと。起債を認めて、借金を認めてくれるということではなくて、解体のために支援をしてほしいんだという一支援というのは、地方財源の確保という意味においての支援ということを言っているのですけれども一そのところで、どうしても今、ありゃんぽりゃんになっておりますけれども、今の議員と私どもの討論というのは、国と地方公共団体の公共建設物がやっておると、民間が町とやっているのと、結局一緒のことなのです。財源の確保ということが、非常に重くのしかかってくる。現在の廃棄物法によると、1家屋を解体すると、相当巨額の費用が掛かります。そうしたものを、産業廃棄物処理、一般廃棄物として処理できない、そういった状況になっておりまして、そうしたことの改正についても、こここのところ県あるいは国と本当にやりあっておるところでありますけれども、なかなか現行法律というものを乗り越えるということができない、そういった状況であります。最前、壇上で答弁したように、何か良い方法がないのだろうか。所有者の方の解体の負担軽減ができる。あるいは、私ども行政の負担が軽減できる。そうしたことが何かあれば、単独助成というものも視野に入れて考えていい話だというように思っているのです。これは、個人財産のどうのこうの、という問題の前に、絶対人口が減少し続けるという構造的な問題でありますから、そうしたことに行政が主体的に関わらなければならないというのは、みんなどの行政も思っている。だけれども、継続的な財源の確保ということになると、なかなか手を出すことができない。それを安易に手を出すと、私有財産というものの排除ということについて、皆が行政にやってもらえということになりかねない。あるいは、なってしまう。そういったおそれを非常に強く持つておるとというのが、全国の首長の実態・実感であろうというように思っております。そういうなかで例えば、津南町でも去年あるお宅を強制的に撤去するというようなことで、大変骨を折りました。それはたまたま県に負担していただくことができたので、町の単独財源としては負担にならなかったわけありますけれども、そういったことの実例を見ても、解体あるいは内部のそういったものを撤去ということが、これほど多くの財源を必要とするものかということ、改めて身に染みて怖さというものを知りました。そういったことを、いろいろと勘案しながら、今、議員が御提案の空き家のより有効的な活用方法について懸命に考えてまいりたいというように考えております。

よく、私ども昔言っていたのですけれども、「そういった所に住みたい、田舎に来たい、そういった人たちが絶対いるよ。」と、間違いのないのですよね。でも一方で、住みたい人と住む人は厳然として違うというのも真理でありまして、田舎に住みたいという方と、実際に住んでおるのは、あるいは住み続けるのは都会だ。」という方が、どれほど多くおられるかということも、現実の真理であろうというように思いでおるところであります。

議長（草津 進）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声）—

異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することに決定しました。

明日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後 3 時 58 分）—